

第7期 坂城町障害福祉計画

第3期 坂城町障害児福祉計画

令和6年度-令和8年度



令和6年3月 坂城町

目次

第1章 計画策定について

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 関連する計画等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 国の基本指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6. 計画に記載すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
7. 計画策定体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 障がい者の状況などについて

1. 人口・世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 障がい者等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 身体障害者手帳所持者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 療育手帳所持者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況・・・・・・・・・・・・ 16
 - (4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数等の推移・・・・・・・・ 17
 - (5) 特別支援学校・特別支援学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 前計画における成果目標の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 施設入所者の地域への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・ 19
 - (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実・・・・・・・・・・・・ 20
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (5) 障がい児支援の提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築・・・・・・・・ 22

第3章 国の基本指針に基づく成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・ 24
3. 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
4. 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
5. 障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
6. 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築・・・・・・・・ 32

第4章 障がい福祉サービスの見込みと確保策

1. 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
2. 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

3. 居住系サービス	39
4. 相談支援	40
5. 障がい児通所支援・相談支援	41
6. 地域生活支援事業（必須事業）	44
7. 地域生活支援事業（任意事業）	48
第5章 円滑な実施のために必要な施策の方向性	
1. 障がい者等に対する虐待の防止	49
2. 意思決定支援の促進	49
3. 社会参加等の促進	49
4. 障がいを理由とする差別の解消の促進	50
5. 障がい福祉サービス提供事業所における利用者の安全確保	50
6. 障がい児等が円滑に教育・保育等を利用できるようにするための配慮	50
7. 障がい者雇用の促進	50
第6章 計画の推進に向けて	
1. 推進体制について	51
(1) 地域自立支援協議会との連携	51
(2) 法令・制度改正への対応	52
(3) 関係機関との連携	52
(4) 国や県、近隣市町村との連携	52
2. 計画の進捗管理について	52
資料編	
1. 計画策定について	53
2. 坂城町障害者計画等策定委員会委員名簿	54
3. 町内事業所一覧	55
4. アンケート調査結果概要	56
5. SDGsの推進について	73
6. 用語解説	74

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記のとおりとします。

- 特定の事項を示さない、人や人の状態を表す場合についてはひらがなの「がい」を使い「障がい」と表記します。
- 法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称や組織名、事業等の固有名称を示す場合は漢字の「害」を使った「障害」と表記します。（例：障害者総合支援法）

第1章 計画策定について

1. 計画策定の趣旨

本町では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定し、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関や事業所、当事者団体の連携によって、障がい福祉サービスに係る給付その他の支援の充実を図ってきました。

令和3年3月に策定した「第6期坂城町障害福祉計画・第2期坂城町障害児福祉計画」が令和5年度末に計画期間が満了となることから、継続した福祉施策の推進のため、現行計画における目標や基盤整備の進捗状況を点検・評価するとともに、国の指針や県の計画等を踏まえて、「第7期坂城町障害福祉計画・第3期坂城町障害児福祉計画」（以下、「本計画」）を策定します。

2. 計画の位置づけ

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス、障害者相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、成果目標及びサービスの見込量とその確保策を定める計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項等を定める計画です。

いずれも、厚生労働省告示である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」）」に即して作成することと規定されており、令和5年5月19日に新たな基本指針が施行されたことから、この基本指針に基づいて作成いたします。

また、本計画の目的、実施事項には密接な関連があるため、一体的な策定を行います。

▼計画策定の根拠法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法

（障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

▼計画期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
坂城町障害者計画	令和3年度～令和8年度					
坂城町障害福祉計画	第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画 令和6年度～令和8年度		
障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画 令和6年度～令和8年度		

▲今回見直し

4. 関連する計画等について

本計画は、坂城町第6次長期総合計画及び坂城町障害者計画との整合を図るとともに、SDGsの理念や目標を踏まえ策定を行います。

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsについては、我が国でも積極的に取り組まれており、本町においても上位計画である「坂城町第6次長期総合計画」をはじめとして、各種計画や施策・事業においてSDGsに参画できる取組を推進しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画においても、施策を通じて目指すべきSDGsの各目標を示し、町の施策とSDGsの17の目標※との関連付けをしています。

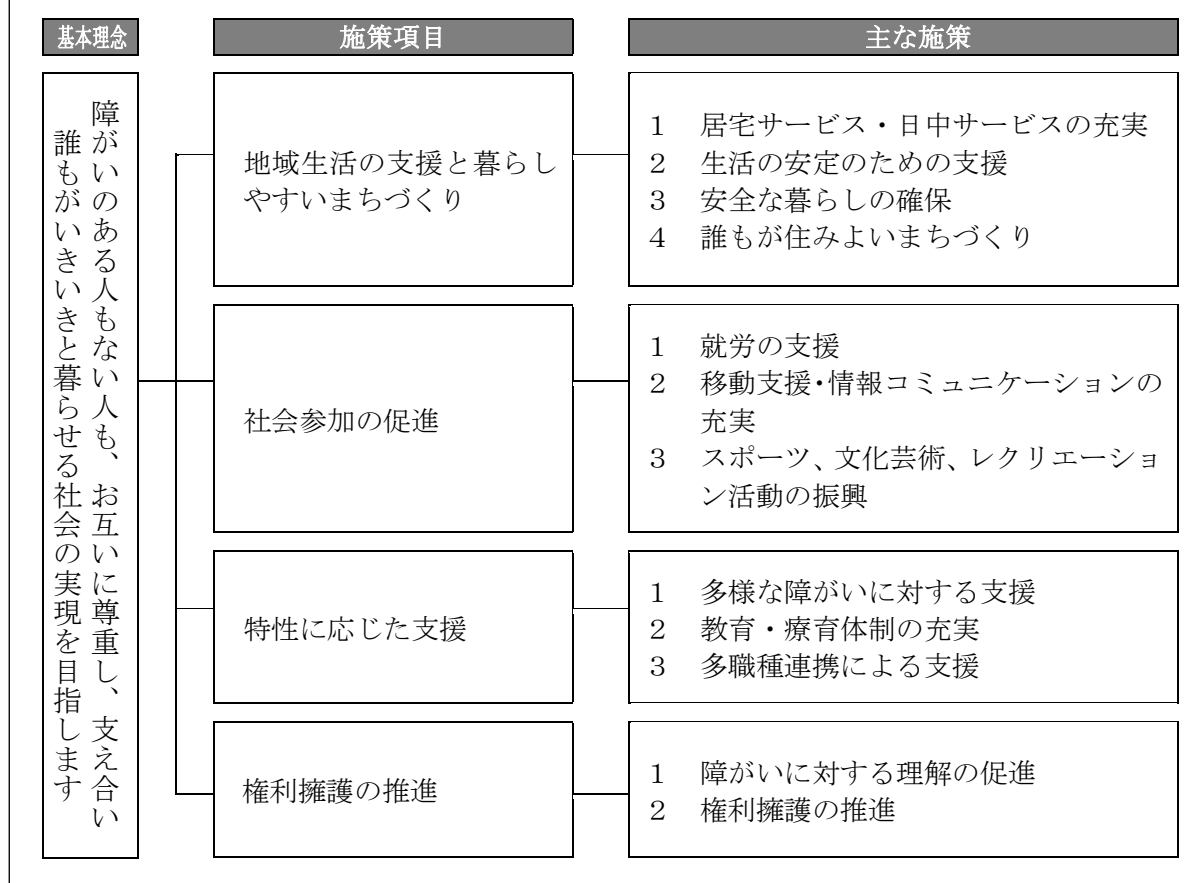
下記に表示されたSDGsのアイコンは、本計画の達成すべき目標に対応するSDGsの目標を示しています。



※ SDGs 17 の目標：詳細は資料編 73 ページに掲載しています。

▼参考：坂城町障害者計画の施策体系

坂城町障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。



5. 国の基本指針について

本計画を作成するに当たって、踏まえるべき事項を定めている、国の基本指針について改正が行われました。

▼指針見直しの主な項目

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障がい福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
 - ・障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
- ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

6. 計画に記載すべき事項

本計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量とその確保のための方策を定める必要があります。

▼計画に記載すべき事項

①成果目標について

- ・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針に基づき以下の7点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8年度を目標年度として成果目標を設定します。

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数：県計画において設定
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

成果目標3 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進

体制の構築

- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

成果目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

②障がい福祉サービス等、児童福祉法に基づく障がい児のサービスの見込量と確保のための方策

- ・令和6年度から令和8年度までの各年度における障がい福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障がい児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

③地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

- ・令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

▼新設された市町村における活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

- ・居宅介護の利用者数、利用時間数
- ・重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- ・同行援護の利用者数、利用時間数
- ・行動援護の利用者数、利用時間数
- ・重度障がい者等包括支援の利用者数、利用単位数
- ※個々のサービスとしての指標に変更
- ・就労選択支援の利用者数、利用日数
- ・共同生活援助の利用者数（重度障がい者の利用者数を追加）
- ・施設入所支援の利用者数（新たな入所希望者のニーズ・環境の確認）

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

③相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

▼障害者総合支援法改正で創設されたサービス

○就労選択支援

- ・本人の希望、能力や適正の評価、仕事上の配慮点の整理など必要なアセスメントを行ったうえで、事業者と調整して就労系サービスの利用や一般就労を促すもの
- ・障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労系サービスの利用見込者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する

7. 計画策定体制について

本計画の策定においては、障がい者の意向を反映させるためのアンケート調査の実施、計画策定委員会の開催、意見募集を実施するとともに、庁内関連部署との協議等を行いました。

- ①アンケート調査の実施
- ②計画策定委員会の開催
- ③意見募集の実施
- ④庁内関連部署との協議・検討

第2章 障がい者の状況などについて

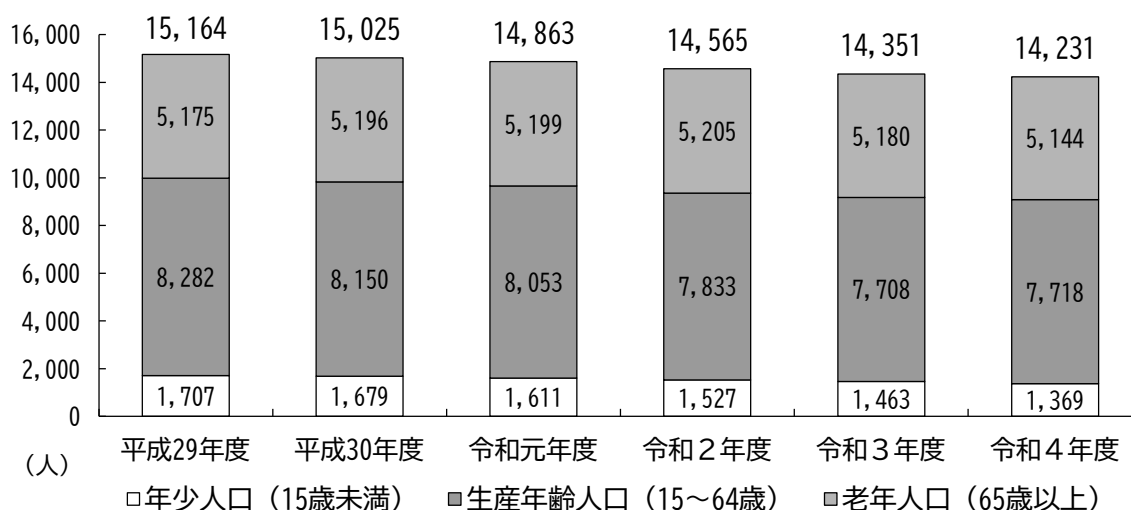
1. 人口・世帯数の推移

(1) 人口

住民基本台帳における令和4年度末の総人口は14,231人となっています。総人口の推移をみると、減少傾向が続いており、平成29年度から令和4年度の5年間で933人(6.2%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口は338人(19.8%)、生産年齢人口は564人(6.8%)、老年人口は31人(0.6%)減少しており、少子高齢化が進行している状態といえます。

▼総人口・年齢3区分別人口の推移(平成29年度～令和4年度)



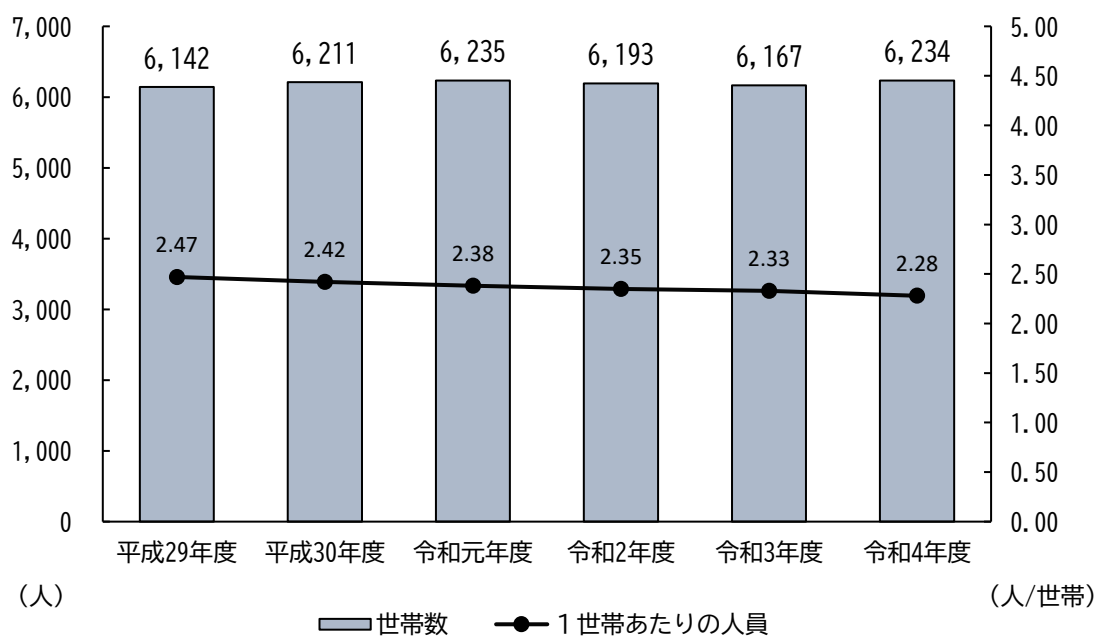
資料:「住民基本台帳」各年度末

(2) 世帯数

住民基本台帳における令和4年度末の世帯数は6,234世帯となっています。平成29年度以降、5年間の推移をみると増加傾向にあり、平成29年度と令和4年度を比較すると92世帯(1.5%)増加しています。

一方、1世帯当たりの人員は減少傾向となっており、令和4年度には2.28人となっています。

▼世帯数・1世帯当たりの人員の推移(平成29年度～令和4年度)



資料：「住民基本台帳」各年度末

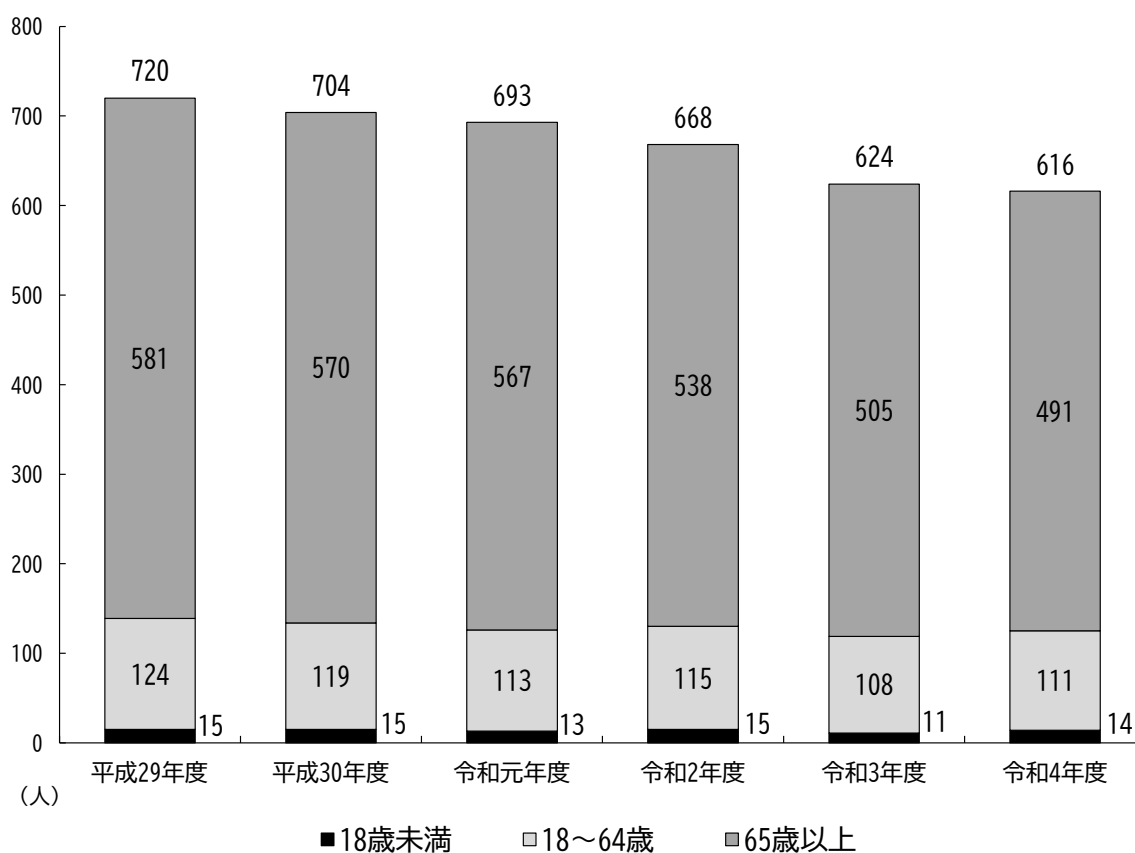
2. 障がい者等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

①年齢区分別の推移

年齢区分別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳～64歳、65歳以上において減少傾向にあり、令和4年度の所持者数は18歳未満が14人、18歳～64歳が111人、65歳以上が491人と約8割が65歳を超えています。

▼身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）（平成29年度～令和4年度）



資料：「坂城町 福祉健康課」各年度末現在

②等級別の推移

等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、重度（1級・2級）の構成比は約40%、中度（3級・4級）は約50%、軽度（5級・6級）は約10%と5年間でほぼ変わりません。

▼身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）（平成29年度～令和4年度）

単位：上段（人）/下段（%）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者		720	704	693	668	624	616
重度	1級	172	177	172	160	147	152
	構成比	23.9	25.1	24.8	24.0	23.6	24.7
	2級	122	112	112	108	97	91
	構成比	16.9	15.9	16.2	16.2	15.5	14.8
中度	3級	156	152	149	150	147	147
	構成比	21.7	21.6	21.5	22.5	23.6	23.9
	4級	188	184	176	174	165	157
	構成比	26.1	26.1	25.4	26.0	26.4	25.5
軽度	5級	44	39	37	35	31	31
	構成比	6.1	5.5	5.3	5.2	5.0	5.0
	6級	38	40	47	41	37	38
	構成比	5.3	5.7	6.8	6.1	5.9	6.2

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：「坂城町 福祉健康課」各年度末現在

③障がい種別の推移

障がい種別ごとの身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29年度から令和4年度の5年間で肢体不自由は減少傾向、その他はおおむね横ばいで推移しています。

▼身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）（平成29年度～令和4年度）

単位：上段（人）/下段（％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	720	704	693	668	624	616
視覚障がい	41	36	36	32	29	33
構成比	5.7	5.1	5.2	4.8	4.6	5.4
聴覚・平衡機能障がい	60	56	62	62	59	58
構成比	8.3	8.0	8.9	9.3	9.5	9.4
音声・言語・そしゃく機能障がい	7	8	8	7	8	8
構成比	1.0	1.1	1.2	1.0	1.3	1.3
肢体不自由	425	407	390	380	348	334
構成比	59.0	57.8	56.3	56.9	55.8	54.2
内部障がい	187	197	197	187	180	183
構成比	26.0	28.0	28.4	28.0	28.8	29.7

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

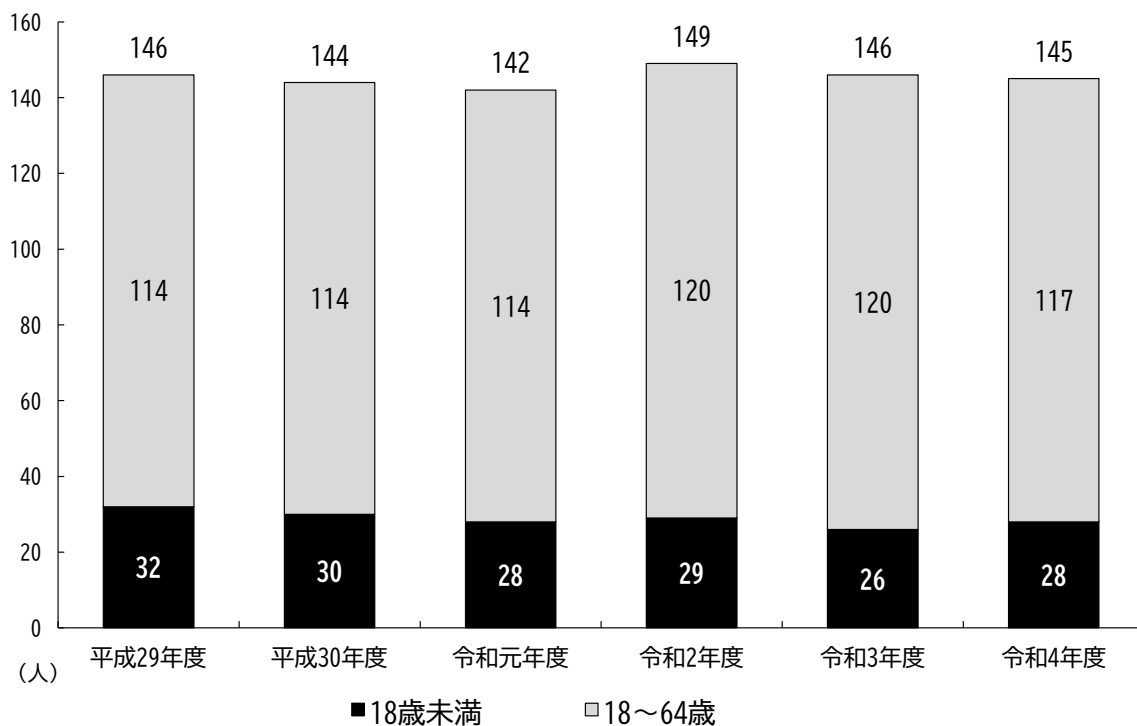
資料：「坂城町 福祉健康課」各年度末現在

(2) 療育手帳所持者の状況

①年齢別の推移

年齢別に療育手帳所持者数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

▼療育手帳所持者数の推移（年齢別）（平成29年度～令和4年度）

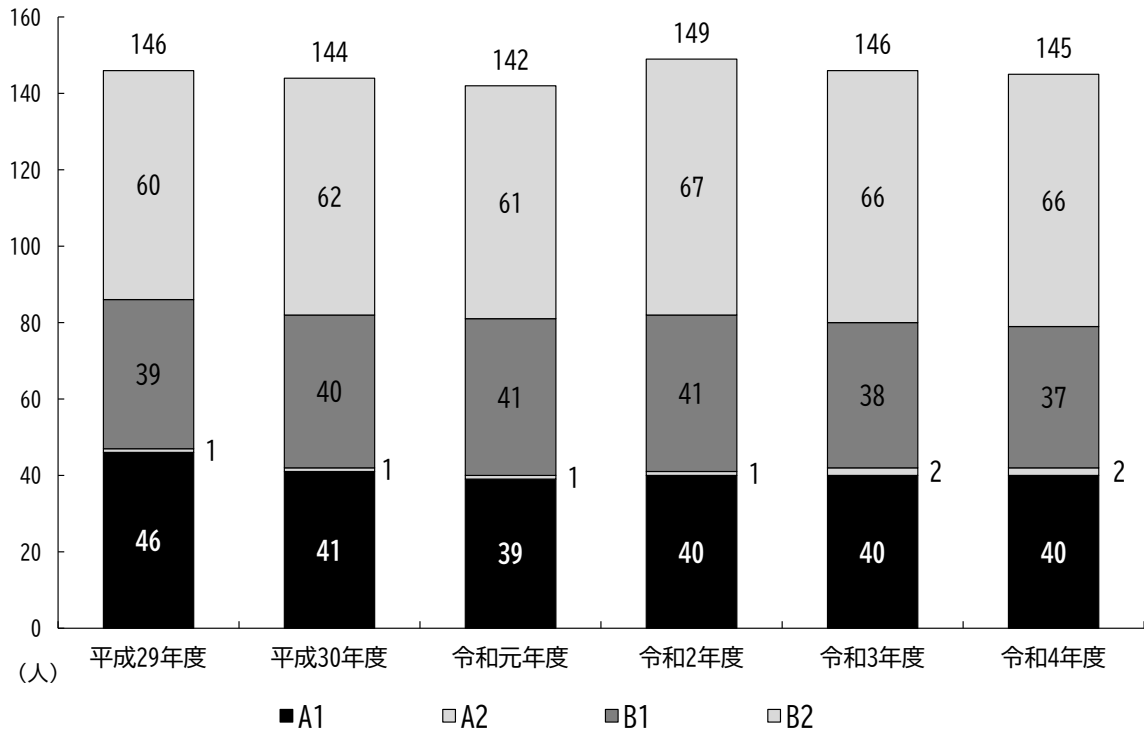


資料：「坂城町 福祉健康課」各年度末現在

②障がい程度別の推移

障がい程度別に療育手帳所持者数の推移をみると、平成29年度から令和4年度の5年間でA1は39～46人、A2は1～2人、B1は37～41人、B2は60～67人でそれぞれ推移しています。

▼療育手帳所持者数の推移（等級別）（平成29年度～令和4年度）



▼療育手帳所持者数の構成比（等級別）

単位：上段（人）/下段（％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳所持者	146	144	142	149	146	145
A1（重度）	46	41	39	40	40	40
構成比	31.5	28.5	27.5	26.8	27.4	27.6
A2（中度・3級以上の身体障がいを含む）	1	1	1	1	2	2
構成比	0.7	0.7	0.7	0.7	1.4	1.4
B1（中度）	39	40	41	41	38	37
構成比	26.7	27.8	28.9	27.5	26.0	25.5
B2（軽度）	60	62	61	67	66	66
構成比	41.1	43.1	43.0	45.0	45.2	45.5

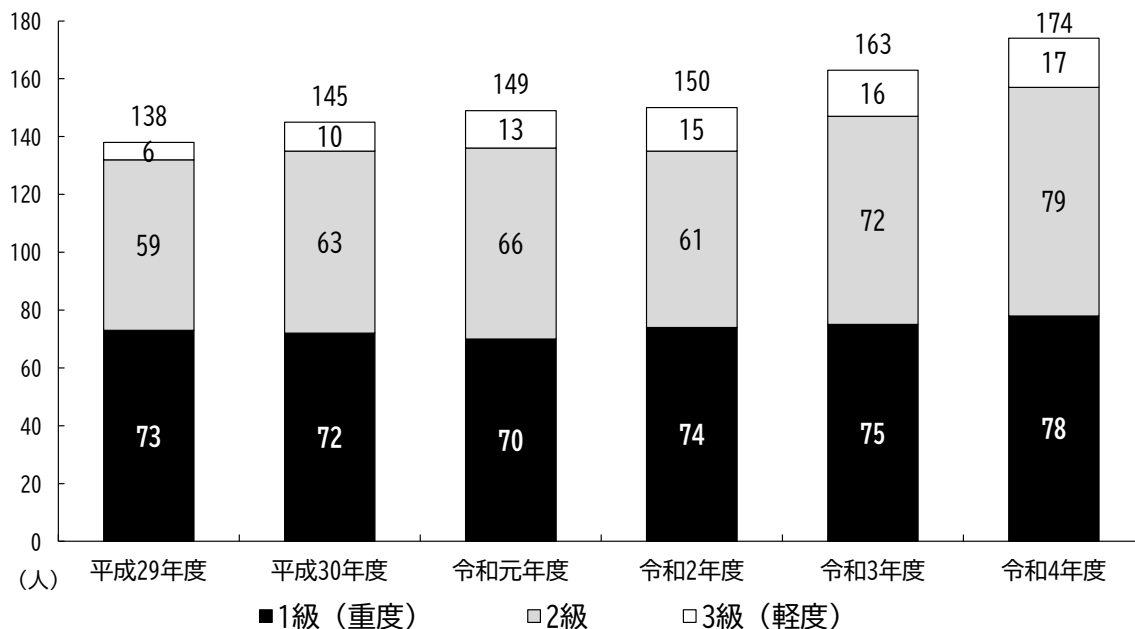
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：「坂城町 福祉健康課」各年度末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成29年度から令和4年度の5年間では、全体として増加傾向であり、特に2級、3級の増加率が高く推移しています。

▼精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）（平成29年度～令和4年度）



▼精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比（等級別）

単位：上段（人） / 下段（%）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者保健福祉手帳所持者	138	145	149	150	163	174
1級（重度）	73	72	70	74	75	78
構成比	52.9	49.7	47.0	49.3	46.0	44.8
2級（中度）	59	63	66	61	72	79
構成比	42.8	43.4	44.3	40.7	44.2	45.4
3級（軽度）	6	10	13	15	16	17
構成比	4.3	6.9	8.7	10.0	9.8	9.8

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：「坂城町 福祉健康課」各年度末現在

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数等の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向で推移しています。
また、令和4年度から精神科入院医療費助成制度を開始しています。

▼自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（平成29年度～令和4年度）

単位：(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神通院医療	219	213	232	235	249	259
精神科入院医療費助成	-	-	-	-	-	6

資料：「坂城町 福祉健康課」各年度末現在

(5) 特別支援学校・特別支援学級

町内の保育園・幼稚園で障がい児保育を実施しているほか、小学校・中学校において、それぞれ特別支援学級を設置しており、障がい児一人ひとりに応じた教育を行っています。

▼特別支援学校児童生徒数（坂城町在住者）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	6	5	4	5	5	4
中学部	6	6	7	7	4	3
高等部	5	6	5	7	9	9
合計	17	17	16	19	18	16

資料：坂城町教育委員会 各年4月1日現在

▼特別支援学級等の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校						
特別支援学級を設置する学校数	3	3	3	3	3	3
特別支援学級数	9	9	9	9	10	10
特別支援学級児童数（人）	44	45	46	50	53	54
通常学級での障がい児対応可能学校数	3	3	3	3	3	3
中学校						
特別支援学級を設置する学校数	1	1	1	1	1	1
学級数	3	3	3	3	3	3
生徒数（人）	12	14	16	17	24	22
通常学級での障がい児対応可能学校数	1	1	1	1	1	1

資料：坂城町教育委員会 各年5月1日現在

3. 前計画における成果目標の実績

(1) 施設入所者の地域への移行

福祉施設から地域生活への移行促進については、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標に掲げています。

このうち、地域生活への移行者数については、令和元年度末時点の施設入所者数のうち、令和5年度末までに地域生活に移行した人数を目標値としており、令和5年度までの目標値として、令和元年度末時点の施設入所者数19人のうちの5.3%にあたる1人を目標としていましたが、令和4年度で地域生活への移行者数は0人となっています。

また、施設入所者の削減については、令和元年度末時点の施設入所者数19人のうちの5.3%にあたる1人を目標としているところ、令和5年度末での見込は1人となっています。

内 容	令和5年度 目 標	令和4年度 までの実績	令和5年度 見 込
地域生活への移行者数	1人	0人	0人
施設入所者の削減数（令和元年度末時点の施設入所者数19人のうちの割合）	1人	1人 (5.3%)	1人 (5.3%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

増加している精神障がい者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉関係者等による協議を進めることを目標とし、以下の活動指標を設定しています。

令和3年度から協議の場の開催が始まり、各年度において目標値以上の関係者の参加を得られました。

内 容		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
協議の場の開催回数		2回	1回	1回	2回	2回	3回
協議の場への参加者数	保健関係者	1人	2人	1人	2人	1人	2人
	医療（精神科）関係者	1人	2人	1人	2人	1人	2人
	その他の医療関係者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	福祉関係者	1人	6人	1人	6人	1人	6人
	介護関係者	0人	1人	1人	1人	1人	1人
	当事者	0人	2人	0人	2人	1人	2人
	家族	1人	1人	1人	1人	1人	1人
及目標設定 及び評価	目標設定の有無	有	有	有	有	有	有
	評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域において、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」による整備を進め、令和元年度に千曲・坂城地域の既存の地域資源を活用して体制整備を行いました。

内 容	目 標	令和5年度 実 績
地域生活支援拠点等の設置か所数	1 か所	整備済
運用状況の検証・検討の実施回数	年1回以上	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については、圏域の障がい者就業・生活支援事業所、障がい当事者の方や、就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図っています。

令和5年度の目標としては、福祉施設から一般就労への移行者数として、令和元年度実績4人の1.25倍にあたる5人を目標値としていましたが、令和5年度末の見込みでは4人となっています。

また、就労移行支援等を通じて一般就労移行した人のうち、就労定着支援事業の利用者数として、4人を目標値としていましたが、令和5年度末の見込みで3名となっています。

目 標	令和5年度 目 標	令和4年度 実 績	令和5年度 見 込
福祉施設から一般就労への移行者数	5人	4人	4人
就労移行支援事業による一般就労への移行者数	4人	4人	4人
就労継続支援事業における一般就労への移行者数	1人	0人	0人
就労移行支援等を通じて一般就労移行した人のうち、就労定着支援事業の利用者数	4人	3人	3人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制整備については、圏域内での設置を目標としていますが、医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を除き、令和5年度時点では設置に至っていません。

未達成の項目については、引き続き圏域での達成に向け千曲市と協議を行っていきます。

内 容	令和5年度 目 標	令和4年度 実 績	令和5年度 見 込
児童発達支援センターの設置	千曲・坂城地域 において設置	未設置	未設置
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	構築	未構築	未構築
主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の設置	千曲・坂城地域 において設置	未設置	未設置
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置	千曲・坂城地域 において設置	未設置	未設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	千曲・坂城地域 において設置	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数(千曲・坂城地域の配置人数)	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を図るため、千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施し、相談支援体制が構築されています。

また、地域自立支援協議会と連携し、人材育成の支援や専門的な助言・指導を行える体制を構築できるよう努めます。

内 容	令和5年度 目 標	令和4年度 実 績	令和5年度 見 込
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の有無	千曲・坂城地域で体制を確保	確保済	確保済
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言の回数	2回	2回
	人材育成の支援件数	1件	10件
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	12回

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、事業所の適正な運営を支援することにより、利用者が真に必要とするサービス等を提供するよう努めます。

また、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

内 容		令和5年度 目 標	令和4年度 実 績	令和5年度 見 込
県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数		2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体と共有する体制の有無	有	有	有
	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	1回	1回	1回

第3章 国の基本指針に基づく成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

【目標】

- 地域生活への移行を進める観点から、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、今後、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活への移行者数を1人とすることを目標値として設定します。
- 施設入所者数については、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から1人削減することを目標値として設定します。

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	18人	(A)
①地域生活への移行者数	1人 (5.6%)	(A)のうち、令和8年度までに地域生活へ移行する人の数
②施設入所者の削減見込	1人 (5.6%)	令和4年度末と比べた令和8年度末時点における施設入所者の削減数 (B)
令和8年度末の施設入所者数	17人	(A) - (B)

【方策】

- サービス等利用計画の相談等を通じて、障がい者本人のニーズを的確に把握し、地域移行の可能性を探るとともに、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を強化します。
- 障がい者の地域生活への移行のための重要な受け皿となる、グループホームなどを整備する事業者に必要な支援をするなど、基盤の充実に努めます。
- 多様な特性のある方の自由な居場所として、自己実現や課題の解決、相互理解を促進する場の整備に努めます。

▼国の基本指針

- ①令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
- ②令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減すること。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、②精神病床における1年以上長期入院患者数、③精神病床における早期退院率について、県が目標値を設定します。

○本町においては、増加している精神障がい者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉関係者等による協議を進めることを目標とし、以下の目標を設定します。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数		2回	2回	2回
千曲・坂城 地域における 協議の場への 参加者数	保健関係者	2人	2人	2人
	医療（精神科）関係者	2人	2人	2人
	その他の医療関係者 （訪問看護等）	1人	1人	1人
	福祉関係者	6人	6人	6人
	介護関係者	1人	1人	1人
	当事者	2人	2人	2人
	家族	1人	1人	1人
	その他（行政等）	1人	1人	1人
目標設定 及び評価	設定する目標	障がいの理解を深める・当事者の声を届ける	障がいの理解を深める・当事者の声を届ける	障がいの理解を深める・当事者の声を届ける
	評価の実施回数	1回	1回	1回

【方策】

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、協議の場で検討を継続し、地域全体の目標や課題を共有しながら、安心して暮らすことのできる支援体制の構築に努めます。

▼国の基本指針

- 令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
- 精神病床における退院率については3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とする。

3. 地域生活支援の充実

【目標】

- 地域生活支援拠点に必要な機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つが挙げられます。
- 本町では、令和元年度に千曲・坂城地域において面的整備型として設置され、これまで、千曲・坂城地域自立支援協議会等で検討を進めてきましたが、引き続き地域のニーズや課題等を把握し、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。
- 強度行動障がい者を有する方に対する支援体制を整備することを目的に、ニーズ調査をはじめ、支援体制の構築に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備（設置か所）	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
拠点のコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
強度行動障がい者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	検討	整備	整備

※千曲・坂城地域にて目標値を設定

【方策】

- 地域生活支援拠点の5つの機能を充実させるため、千曲・坂城地域自立支援協議会で検討を継続し、支援体制の強化を図ります。
- 強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

▼国の基本指針

- 地域生活支援拠点等を整備するとともに、機能充実のためコーディネーターを配置し、効果的な支援体制の構築を進めること。
- 年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討すること。
- 強度行動障がい者を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【目標】

①福祉施設利用者の一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人数として5人を目標値として設定します。

②就労移行支援事業における一般就労への移行者数

就労移行支援事業所が一般就労への移行における重要な役割を担っていることを踏まえ、令和8年度中に一般就労に移行する人数として4人を目標値として設定します。

③就労継続支援事業における一般就労への移行者数

就労継続支援事業所から一般就労への移行者数は、就労継続支援A型とB型事業所を合わせて、令和8年度中に一般就労に移行する人数として1人を目標値として設定します。

④就労定着支援事業の利用者数

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち4人が利用することを目標値として設定します。

⑤就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

⑥就労定着率について、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

目標⑤～⑥について、就労移行支援事業所は町の規模や利用者の需要量などから町内での新規設置は難しい状態です。引き続き、隣接した市町村の資源を活用し就労定着支援を進めます。

項目	目標数値	備考
令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	3人	(A)
①令和8年度の年間一般就労移行者数	5人	(A)の1.67倍
就労移行支援事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	3人	(B)
②就労移行支援事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	4人	(B)の1.33倍
就労継続支援A型・B型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	0人	
③就労継続支援A型・B型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	
令和3年度末実績の就労定着支援事業の利用者数（基準値）	3人	(C)
④就労定着支援事業の利用者数	4人	(C)の1.33倍
⑤就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	—	町内での事業所の新規設置は難しいと考えられる。
⑥就労定着率について、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	—	町内での事業所の新規設置は難しいと考えられる。

【方策】

- 就労を希望する人への就労支援の充実を図るとともに、特性や個々の能力に合わせた就労ができるよう、サービス提供事業所や関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。
- 就労可能な職種の開発や円滑に就労につなげるための体制、就労に関する相談支援体制の強化を図るため、関係機関との連携を図ります。
- サービス提供事業所と連携を図り、必要な知識や能力向上のため、生産活動等の機会を提供し、一般就労に向けた活動を支援するとともに、職業訓練機会の確保、一人ひとりの能力に応じた就労の促進、定着支援を進めます。
- 就労移行支援事業所と連携し、一般就労先の開拓や成功事例などの情報共有を図ります。

▼国の基本指針

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数は令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすること。
- 就労定着率については令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすること。

※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としています。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

【目標】

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。また、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援の実施体制の構築を目指します。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保と支援の充実を目指します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を強化し、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	設置	設置	設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	設置	設置	設置
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	未設置	未設置	設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数（千曲・坂城地域の配置人数）	1人	1人	1人

※千曲・坂城地域にて目標値を設定

【方策】

- 広域的な設置も含め、関係機関と連携し、検討を図ります。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置は、様々なニーズや地域性に応じた支援ができるよう、千曲・坂城地域での設置を検討します。

▼国の基本指針

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

6. 相談支援体制の充実・強化等

【目標】

- 相談支援体制を充実・強化するため、千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施し、相談支援体制の強化を図ります。
- 地域自立支援協議会と連携し、人材育成の支援や専門的な助言・指導を行える体制を構築できるよう努めます。
- 令和8年度末までに自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行います。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援（実施の有無）		有	有	有
地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言回数	12回	12回	12回
	人材育成の支援件数	10件	10件	10件
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
協議会における個別事例の検討		3回	3回	3回
協議会の専門部会の取組		34回	34回	34回

※千曲・坂城地域にて目標値を設定

【方策】

- 千曲・坂城地域障がい者（児）基幹相談支援センターと連携し、利用者の多様なニーズに応じられる総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- 地域の相談支援事業者と連携の強化を図り、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。また、地域の課題についての協議や相談支援専門員への助言・指導等の実施について中核的役割を果たす、「主任相談支援専門員」の計画的な配置を目指します。
- 本人や家族が希望する生活を実現するために、障がい福祉サービスを利用する人の状況の変化等に応じたニーズを把握し、サービスに関する調整等を定期的・継続的に実施します。

▼国の基本指針

- 令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、必要な協議会の体制を確保する。

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標】

- 町職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、事業所の適正な運営を支援することにより、利用者が真に必要とするサービス等を提供するよう努めます。
- 令和8年度末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数		2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体と共有する体制の有無	有	有	有
	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	1回	1回	1回

【方策】

- 長野県が実施する、障害支援区分認定調査員研修、相談支援専門員研修、障がい者虐待・権利擁護研修等に積極的に参加し、町職員のスキル向上を図ります。
- 障がい福祉サービス費請求の過誤について、事業所実地指導などを通じて、事業所に情報提供や指導などを行い、請求の過誤をなくすための体制を整備します。

▼国の基本指針

○令和8年度末までにサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

第4章 障がい福祉サービスの見込みと確保策

1. 訪問系サービス

①居宅介護

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる支援を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がい者に対し、入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいで移動に困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排せつ・食事等の介護）を行います。

④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で常時介護を要する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

▼訪問系サービスの実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
①居宅介護	時間/月	155	130	123	124	124	124
	人/月	16	16	15	15	15	15
②重度訪問介護	時間/月	41	195	120	240	240	240
	人/月	0	1	1	1	1	1
③同行援護	時間/月	18	17	8	12	11	10
	人/月	3	1	1	1	1	1

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
④行動援護	時間/月	64	59	78	68	68	68
	人/月	1	1	1	1	1	1
⑤重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

【方策】

- サービス事業者の参入を促進し、計画的なサービスの提供とともに、ヘルパーの
人材確保とサービスの質の維持・向上を支援します。
- 施設から地域生活へ移行する障がい者への適切なサービスの提供に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、利用実績がありませんが、引き続き利用の需
要の有無を把握し、関係機関と連携し必要な支援が実施できるよう努めます。

2. 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において行われる、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

▼生活介護の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
生活介護	人日/月	808	803	819	827	835	842
	人/月	43	41	45	45	45	46

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

②自立訓練

障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練サービスは、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援及び助言等を行います。

生活訓練サービスは、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援及び助言等を行います。

▼自立訓練の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
自立訓練	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

③就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

▼就労選択支援の見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
就労選択支援	人日/月	—	—	—	—	※	※

※令和7年度からサービス提供が開始予定のため、利用者のニーズを踏まえながら活用を図ります。

④就労移行支援

一般企業等への就職を希望する人に、一定期間（最長2年間）にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼就労移行支援の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
就労移行支援	人日/月	130	64	26	79	79	79
	人/月	7	4	2	5	5	5

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑤就労継続支援

一般企業に就労することが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援事業（A型）は、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援事業（B型）は、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。

▼就労継続支援A型・B型の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
就労継続支援（A型）	人日/月	101	88	106	100	100	100
	人/月	5	4	5	5	5	5
就労継続支援（B型）	人日/月	455	455	459	470	470	470
	人/月	26	27	29	28	28	28

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑥就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。具体的には、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、当事者自身の生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

▼就労定着支援の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
就労定着支援	人/月	3	3	4	4	4	4

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑦短期入所

居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、必要な介護を受けられない障がい者等に対して、短期間の入所によって、入浴、排せつ、又は食事の介護等を行います。

▼短期入所（福祉型・医療型）の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
短期入所（福祉型）	人日/月	0	1	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所（医療型）	人日/月	1	1	1	1	1	1
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑧療養介護

医療を要する障がい者で常時介護を必要とする人に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。

▼療養介護の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
療養介護	人/月	5	3	2	3	3	3

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑨自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

▼自立生活援助の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

【方策】

- 利用者のニーズに応じたサービスを受けることができるよう提供体制の確保や情報提供の実施に努めるとともに、サービスの質の維持・向上に努めます。
- 利用者がサービスを適切に選択・利用できるよう、サービスの周知や利用の促進を図ります。
- 筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者に対応できる医療施設は限られており、事業所の増加を図ることは困難ですが、広域的なサービスの確保を図りながら、障がい者のニーズや支援計画に応じた適切なサービスの提供に努めます。
- 短期入所については、広域的な調整により全体量・質の向上を図り、緊急時に受け入れができる体制確保に努めます。
- 利用者の就労が継続できるように、サービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する方の把握、適切なサービス利用につなげるとともに、サービス提供基盤の確保に努めます。

3. 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、障がい者が共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

②施設入所支援

施設に入所している障がい者に対して、主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

▼居住系サービスの実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
① 共同生活援助 (グループホーム)	人/月	19	20	20	21	21	21
②施設入所支援	人/月	19	18	18	17	17	17

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

【方策】

○共同生活援助は地域生活への移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、必要性が高まることも予想されるため、関係機関と連携して町内の障がい福祉サービス事業所の拡充を進めるとともに、広域的な調整による計画的なサービスの提供を図りながら、障がい者の生活能力が高まるよう、サービスの質の維持・向上を支援します。

○施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、介助者との連携を図るとともに、地域移行の調整を図りながら、真に必要な人が利用できるよう支援します。

4. 相談支援

①計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

②地域移行支援

障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

③地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

▼相談支援の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
①計画相談支援	人/月	31	28	28	31	31	32
②地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
③地域定着支援	人/月	1	0	1	1	1	1

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

【方策】

- 基幹相談支援センターと連携し、専門的な相談に応じられる体制を強化します。
- 地域移行コーディネーターや医療機関などと連携し、地域移行の推進に努めます。

5. 障がい児通所支援・相談支援

①児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。

▼児童発達支援の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
児童発達支援	人日/月	47	31	51	60	60	60
	人/月	4	3	4	5	5	5

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行います。

▼放課後等デイサービスの実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
放課後等デイサービス	人日/月	347	338	422	481	548	615
	人/月	29	29	34	37	40	43

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

③保育所等訪問支援

保育所に通う障がいのある子どもに集団生活のサポートや対象児の成長、発達を保護者・保育士が共有し支援を行います。

▼保育所等訪問支援の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	4	4	4	4
	人/月	1	1	3	3	3	3

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

④医療型児童発達支援

肢体不自由等のある障がい児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行います。

▼医療型児童発達支援の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	8	10	10	10
	人/月	0	0	1	1	1	1

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑤障害児相談支援

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

▼障害児相談支援の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
障害児相談支援	人/月	15	4	11	11	11	12

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑥居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

▼居宅訪問型支援の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑦障害児入所施設＜実施主体：県＞

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。施設に入所している障がい児に対して保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行います。

▼障害児入所施設の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
福祉型障害児入所施設	人/月	1	1	1	1	1	1
医療型障害児入所施設	人/月	2	3	3	3	3	3

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑧発達障がい者等に対する支援

■ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを導入し、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

■ペアレントメンター養成等事業

ペアレントメンター（自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者）を養成し、発達障がい者（児）やその家族に対する支援体制の構築を検討します。

■ピアサポート推進事業

ピアサポート（同じ課題や環境を経験する人が、感情や情報を共有したり、共通する悩みや課題の解決に取り組む活動）の推進及び青年期の居場所づくり等を行い、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

【方策】

- 圏域及び近隣の事業所との連携を強化し、早期療育の実現ができるサービス提供基盤の整備を図ります。
- 障がい児及びその家族のニーズに対応し、適切なサービス提供ができるように情報提供や体制の整備に取り組みます。
- 利用者に必要な情報を提供できるよう、サービスの周知や利用の促進を図ります。
- 医療型児童発達支援は、医療施設でのみ実施が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることはできませんが、必要とする障がい児とその保護者のニーズに対応するため、医療機関との連携を図り、サービスの情報提供体制の整備に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績はありませんが、引き続きサービス利用の需要を把握し、関係機関との連絡調整を図り、町内及び近隣自治体との広域的な調整によるサービスの確保に努めます。

6. 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

▼理解促進研修・啓発事業の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域における自発的な取組を支援します。

▼自発的活動支援事業の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

③相談支援事業

地域の障がい者、障がい児とその保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

▼相談支援事業の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
相談支援事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りのない人や経済的負担が困難な人などが制度を利用できるよう、成年後見制度の申し立てに要する経費の全部又は一部について補助を行います。

▼成年後見制度利用支援事業の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
成年後見制度 利用支援事業	件	0	1	1	1	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑤意思疎通支援事業

聴覚障がい者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

▼意思疎通支援事業の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件数	7	7	6	8	8	8
手話通訳者設置事業	人数	0	0	0	0	0	0

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

▼意思疎通支援事業などの実施における留意点

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、意思疎通支援事業や意思疎通支援を行う者の研修や派遣を実施する際は、県と連携して以下の取り組みを行うこととされています。

- ①障がい特性に配慮した意思疎通支援のニーズの把握
- ②意思疎通支援者の要請
- ③事業実施のための体制づくり
- ④ICT機器の利活用（遠隔地や緊急時の対応）
- ⑤意思疎通支援従事者のキャリアパス構築・意思疎通支援者の資質向上

⑥日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い日常生活の便宜を図ります。

▼日常生活用具給付等事業の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
介護・訓練支援用具	件/年	1	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	3	0	4	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	20	15	14	16	16	16
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	2	0	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	224	313	260	280	283	284
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	0	0	1	1	1

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の生活を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。

▼手話奉仕員養成研修事業の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
手話奉仕員養成研修事業	修了人数	1	4	4	3	3	3

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出を支援します。

▼移動支援事業の実績と見込量

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
移動支援事業	人/年	7	5	4	4	4	4
	時間/年	124	58	93	76	76	76

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

⑨地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

▼地域活動支援センター事業の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域活動支援センター事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	利用者見込数	11	13	10	11	11	11

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

【方策】

- 町の広報誌及びホームページを活用し、理解促進研修・啓発事業に努めるとともに障がいについての理解を深めるためのイベント等を町内の事業所や地域自立支援協議会等と協力しながら実施し、障がいや障がい者等に対する理解の促進を図ります。
- 地域住民等による自発的な取組を支援する体制を整備し、障がい者等の自立と社会活動への参加促進を図ります。
- 地域の中核となる千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、相談支援体制の充実を図ります。
- 町営住宅の入居要件の緩和や、保証人がいないことから住居確保が困難な方への入居保証などを実施します。
- 成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、法人後見など多様なニーズに対応するため、成年後見支援センターの機能強化を図ります。
- 日常生活用具給付等事業は、障がいの特性や利用者のニーズに応じて適正な給付に努めるとともに、必要な支援を受けられるよう事業の周知を図ります。
- 聴覚障がい者の生活支援のため、手話奉仕員養成研修等を実施し、人材の育成に努めます。
- 移動支援事業は、介助者の高齢化等により、移動支援のニーズが高まると想定されるため、事業を実施する上での課題を把握するとともに、ニーズに対応できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。
- 地域活動支援センター事業では、自主製品の販売活動等を通じて、地域社会との交流の促進を図るとともに、活動経験等を通して就労などへの移行など自立した生活が送れるよう支援します。また、現状の支援体制を確保・強化し、利用者が障がい特性に応じて活動できる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、サービスの充実に努めます。

7. 地域生活支援事業（任意事業）

①日常生活支援事業

訪問入浴サービスは、入浴が困難な場合の入浴支援や介護者の入浴介助の負担軽減のため、移動入浴車による居宅での入浴サービスを提供します。

日中一時支援事業は、障がい者（児）を一時的に預かることにより、介護負担の軽減を図ります。

▼日常生活支援の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
訪問入浴サービス	人/年	2	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	人/年	32	36	44	38	39	40

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

②社会参加支援事業

レクリエーション活動等事業では、障がい者等の余暇活動の質の向上や体力増強等のため、軽スポーツ・レクリエーションを通じて社会参加の場を提供します。

点字・声の広報等発行では、視覚障がい者へ、広報誌等を音訳した音声データの配布や、町ホームページへ音声データの掲載を行います。

自動車改造費補助事業では、事業の周知と利用促進を図り、社会参加の促進を図ります。

▼社会参加支援事業の実績と見込み

サービス・事業	単位	第6期			第7期		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
レクリエーション活動等事業の開催	回数	0	0	1	1	1	1
点字・声の広報等発行	件数	19	19	19	19	19	19
自動車改造費補助事業	件数	0	1	0	1	1	1

※令和3～4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

【方策】

○必要な人に適切なサービスの提供ができるよう、事業の周知を図るとともに、事業者との連携を図りながら、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

○広報等については、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できるよう、アクセシビリティに配慮した運営に努めます。

第5章 円滑な実施のために必要な施策の方向性

1. 障がい者等に対する虐待の防止

【施策の方向】

- 家族等に対する相談支援や交流機会の充実、家族等が抱える課題の解決に向けた支援等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障がい者施設等に働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取組や虐待を早期発見・対応するための体制の整備を図ります。
- 関係機関との連携を進め、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の強化を図ります。
- 障害者虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。

2. 意思決定支援の促進

【施策の方向】

- 障がい者の自己決定権を尊重し、自らの意思を表現できるよう支援や配慮を実施します。
- 相談支援専門員等に対し、事例検討や研修会の参加等を通じて資質及び専門性の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障がいのある人がサービスを適切に利用することができるよう、サービス等利用計画の作成における意思決定の支援を図ります。

3. 社会参加等の促進

【施策の方向】

- 関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。
- 各種大会やイベント、サークル活動等の情報を周知し、参加促進を図ります。
- 障がい者スポーツへの関心を高めつつ、ニュースポーツの紹介や体験会の実施など、スポーツに親しむことができる機会を拡充します。
- 県及び関係団体と連携し、障がい者スポーツのアスリート発掘・強化に取り組めます。

4. 障がい理由とする差別の解消の促進

【施策の方向】

- 施設、職場、家庭等様々な場面における直接的・間接的差別の禁止に向け、障がいに対する偏見や社会的排除、制約等、障がいに基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための研修を行います。
- 障がいを理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、専門機関との連携強化を図ります。
- 広報・啓発活動等を通して、誰もが多様性を認め合う意識の醸成を図るとともに、障がいの特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活における様々な場面で合理的配慮の提供を促進します。

5. 障がい福祉サービス提供事業所における利用者の安全確保

【施策の方向】

- 平常時から、関係機関や近隣住民との情報共有や応援協定の締結等、災害時の利用者の安全確保に向けた取り組みを進めます。
- 施設ごとの災害時における避難確保計画について、各事業者と連携を図りながら災害時に安全な場所に避難ができるよう、策定や見直しの支援を行います。
- 災害発生時における迅速な判断と適切な対応が行えるよう、様々な災害を想定した訓練の実施について、関係機関と連携を図ります。

6. 障がい児等が円滑に教育・保育等を利用できるようにするための配慮

【施策の方向】

- 障がい児の地域社会への参加やインクルーシブ教育を計画的に推進するため、障がい児の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等の利用ニーズを把握し、教育委員会や学校等と連携し、障がい児が十分な保育、教育等の支援を受けることができるよう施策推進に努めます。
- ペアレントメンターの育成など、障がい児の家族に対する支援の強化を図ります。

7. 障がい者雇用の促進

【施策の方向】

- 企業等の障がい者雇用の促進するため、就労支援事業所やハローワークとの連携を図りながら、事業主等への理解と協力を求める取り組みを進めます。

第6章 計画の推進に向けて

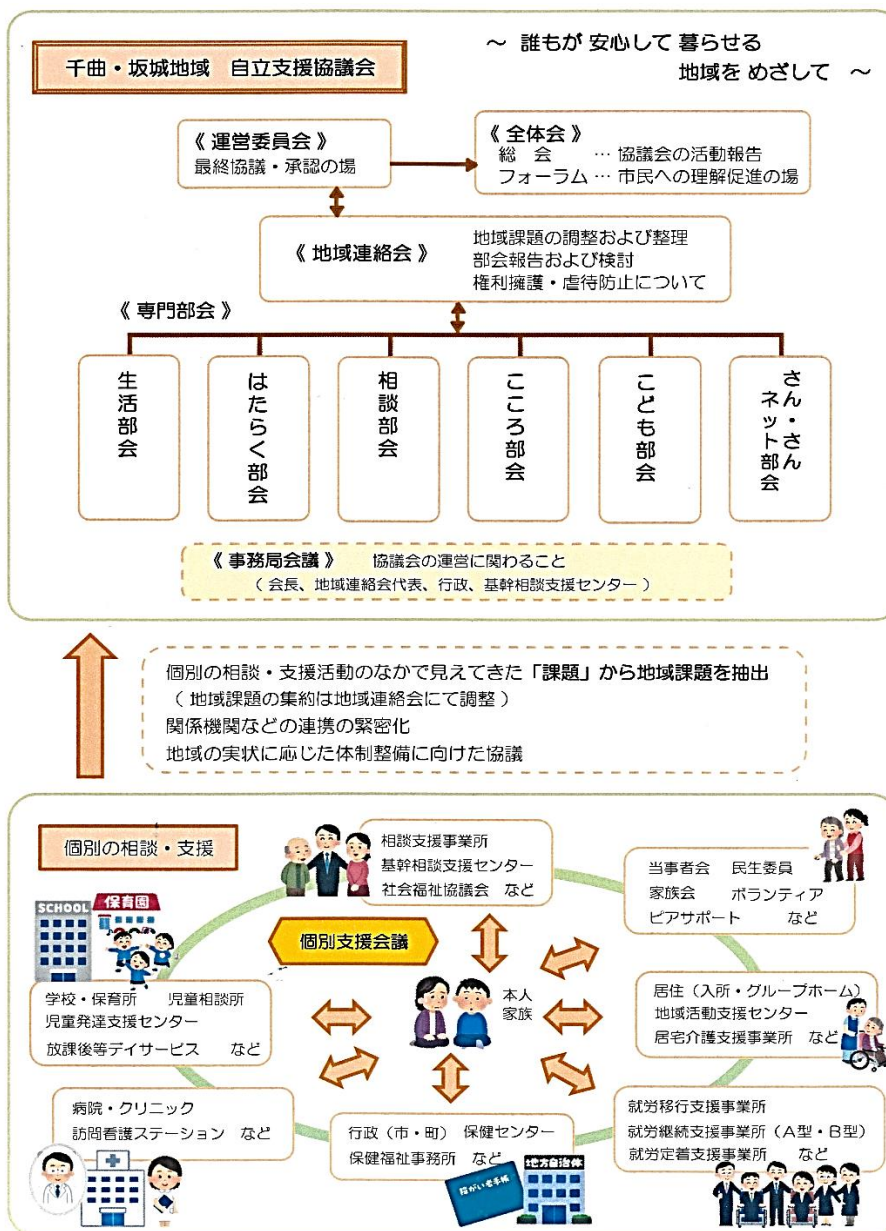
1. 推進体制について

(1) 地域自立支援協議会との連携

千曲・坂城地域の障がい者支援の中心的役割を担う千曲・坂城地域自立支援協議会と町がより一層、綿密に連携しながら、障がい福祉サービスの質の向上と計画の着実な推進に努めます。

また、千曲・坂城地域自立支援協議会は、障害福祉計画・障害児福祉計画についてもその達成状況を共有し、必要に応じて意見を述べる外部機関としての役割を担います。

▼ 自立支援協議会の組織図



(2) 法令・制度改正への対応

障害者総合支援法や児童福祉法など関連法規の改正の動向を踏まえ、対象者に対して適切なサービスを提供できる体制の整備に努めます。

(3) 関係機関との連携

障がい福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、教育機関、医療機関、企業、ハローワーク等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

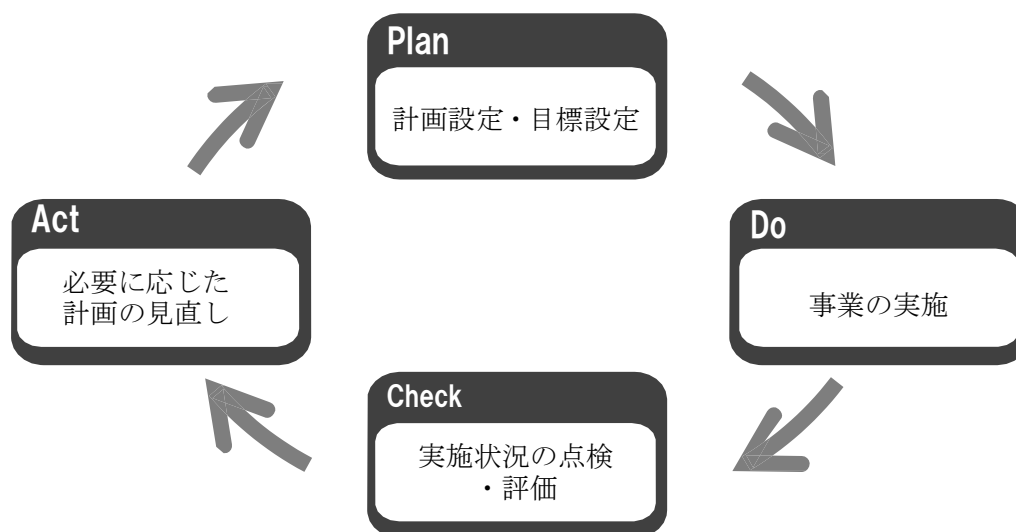
(4) 国や県、近隣市町村との連携

国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障がい者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、県や近隣市町村との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

2. 計画の進捗管理について

本計画に基づいた施策を着実に実行していくため、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを循環させながら、令和6年度から令和8年度の3年間の計画の期間の中で、少なくとも1年に1回の実績把握を行い、分析・評価(中間評価)を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

▼計画におけるPDCAサイクルのプロセス



資料編

1. 計画策定について

年月日	内容
令和5年 7月7日～19日	福祉に関するアンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、特別児童扶養手当受給者、児童通所支援利用者、難病等患者見舞金支給者（全数調査） ・調査方法：郵送による配布・回収 ・配布数：968票 ・回収数：579票 ・回収率：59.8%
令和5年10月31日	令和5年度第1回坂城町障害者計画等策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に関する基本事項についての報告 ・障がい者を取り巻く状況についての報告 ・坂城町障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）成果指標の実績についての報告 ・アンケート調査結果概要についての報告 ・坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（案）についての協議
令和5年12月20日	千曲・坂城地域自立支援協議会運営委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（案）についての協議
令和5年12月22日	令和5年度第2回坂城町障害者計画等策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（案）についての協議 ・意見募集についての協議
令和6年 1月12日～2月12日	坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（案）に係る意見募集の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・意見件数：2件
令和6年2月27日	令和5年度第3回坂城町障害者計画等策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・意見募集の結果についての報告 ・坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（案）についての協議

2. 坂城町障害者計画等策定委員会委員名簿

氏名	役職名	備考
滝沢 幸映	坂城町議会議長	委員長
塚田 明	坂城町民生児童委員協議会会長	副委員長
玉川 清史	坂城町議会社会文教常任委員長	
吉澤 正照	坂城町民生児童委員協議会副会長	
梅原 昌晴	坂城町身体障害者福祉協会会長	
柳澤 次夫	坂城町手をつなぐ親の会会長	
前澤 好廣	坂城町精神障害者家族会会長	
花見 聡	ともいきライフ月影 所長	
上野 敬一	坂城町社会福祉協議会会長	
町田 貞	坂城小学校校長（校長会会長）	
小宮山 峰男	坂城町区長会副会長（令和5年）	
相馬 大祐	長野大学社会福祉学部准教授	専門委員
中澤 範子	千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター 所長	専門委員

任期：令和5年10月31日から令和6年3月31日まで

3. 町内事業所一覧

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所一覧

令和6年3月1日現在

サービス等名称	事業所等名称	所在地
居宅介護	坂城町社会福祉協議会ヘルパーステーション	中之条 2225
重度訪問介護	坂城町社会福祉協議会ヘルパーステーション	中之条 2225
生活介護	多機能型事業所 風ととくべえ	坂城 6087-3
	ともいきライフ月影	上平 1335-5
就労継続支援B型	多機能型事業所 風ととくべえ	坂城 4529-1
	就労支援事業所みらい望	南条 4718-1
共同生活援助	南日名アップルハウス第1	坂城 5426
	南日名アップルハウス第2	坂城 5426
短期入所	ともいきライフ月影	上平 1335-5
施設入所支援	ともいきライフ月影	上平 1335-5
児童発達支援	児童支援デイサービス つくし	坂城 6624-5
放課後等デイサービス	児童支援デイサービス つくし	坂城 6624-5
	児童支援デイサービス つくし2	南条 4718-1

(2) 相談支援事業所一覧

令和6年3月1日現在

サービス等名称	事業所等名称	所在地
相談支援 (指定特定相談支援)	坂城町社会福祉協議会指定特定相談支援事業所	中之条 2225
	相談支援事業所 みらい	南条 4718-1
相談支援 (指定障害児相談支援)	坂城町社会福祉協議会指定特定相談支援事業所	中之条 2225
	相談支援事業所 みらい	南条 4718-1

4. アンケート調査結果概要

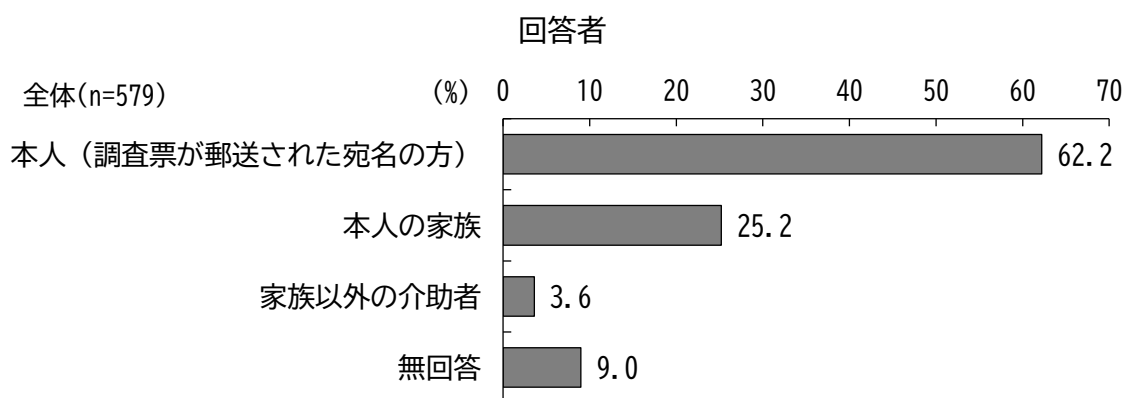
(1) 調査の概要

町の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定にあたり、障がいのある方の日常生活の状況や障がい福祉サービスの利用実態などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、アンケート調査を行いました。

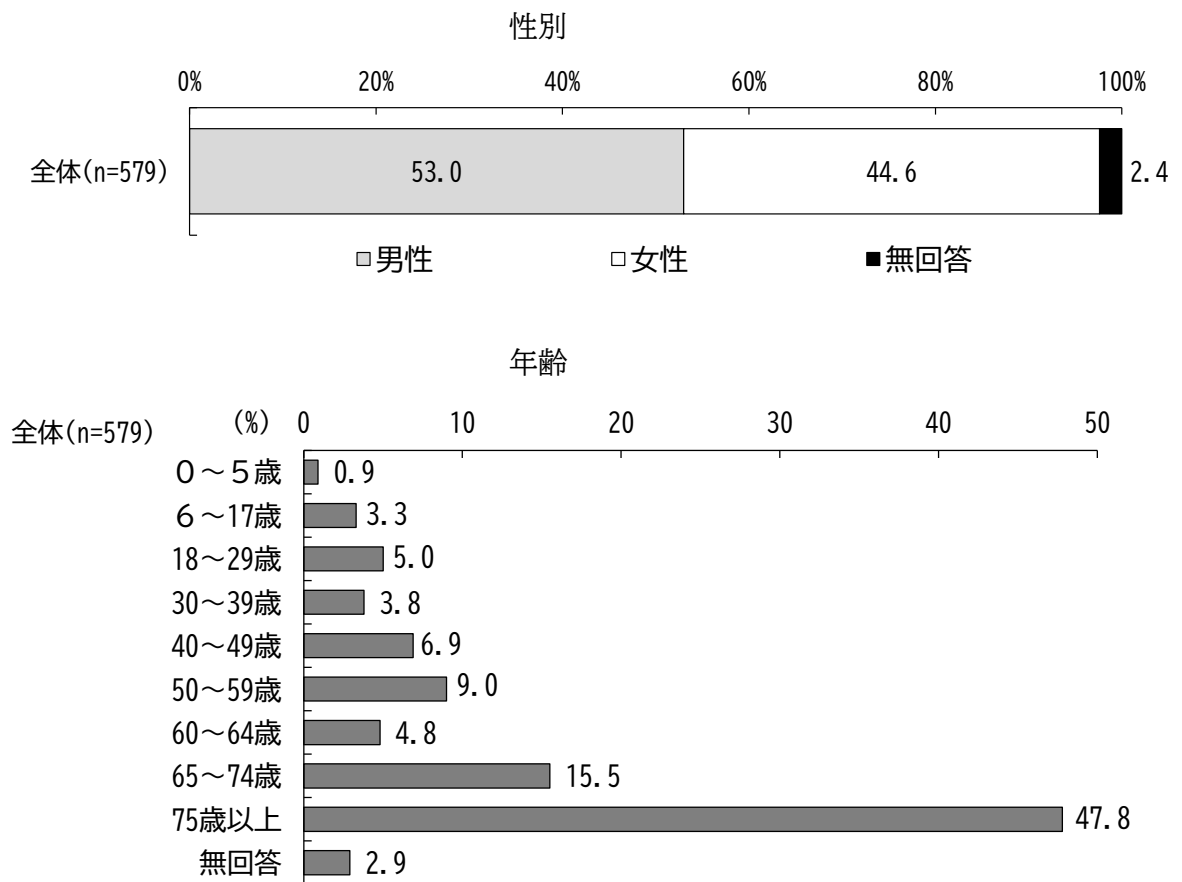
項目	内容
対象者	町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、特別児童扶養手当受給者、児童通所支援利用者、難病等患者見舞金支給者
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和5年7月7日～7月19日
配布数	968票
有効回収数	579票
有効回収率	59.8%
留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・比率は百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合があります。 ・基数となるべき実数は、“n=”として掲載し、各比率は“n=”を100%として算出しています。 ・グラフに【複数回答】とある問は、1人の回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。 ・問の中には回答を限定する問があり、回答者の数が少ない問が含まれます。 ・選択肢が長文の場合、文中で省略して表記している場合があります。 	

(2) 回答者やご本人のことについて

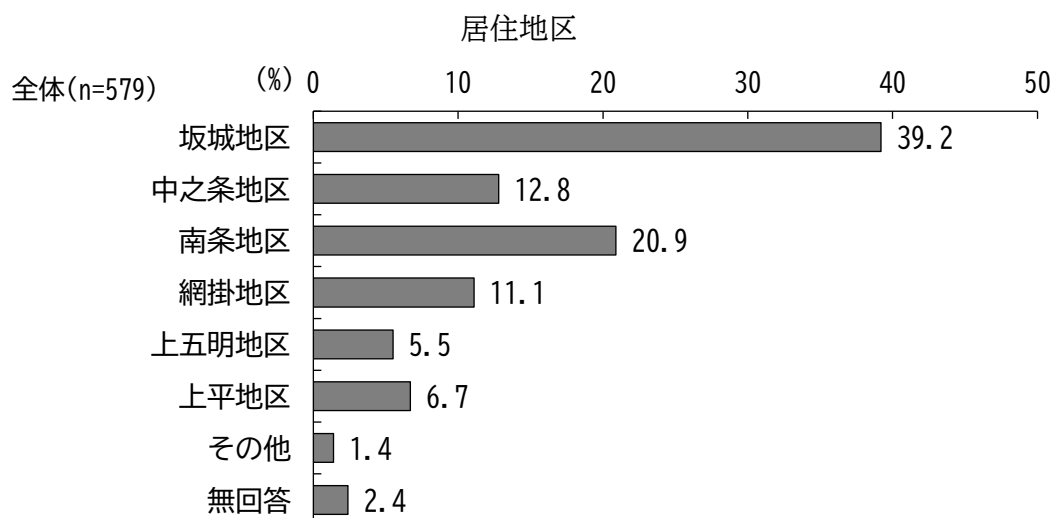
設問	問1 お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つ）
----	----------------------------



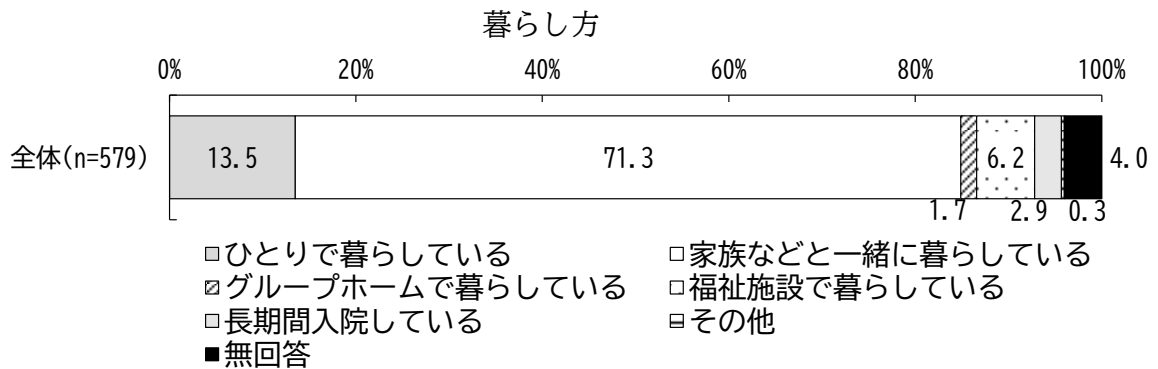
設問 問2 あなたの性別（○は1つ）、年齢（令和5年7月1日現在）をお答えください。



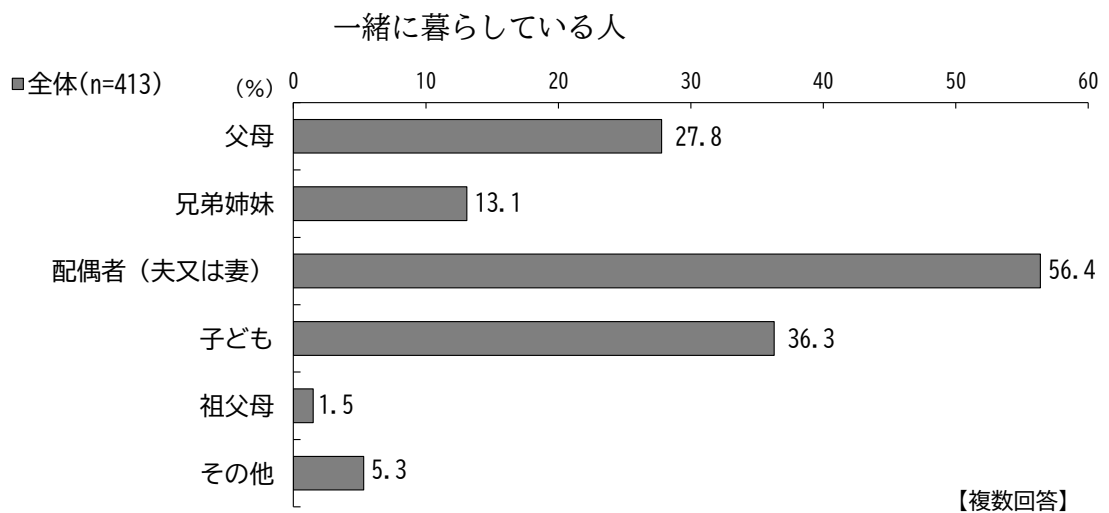
設問 問3 あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は1つ）



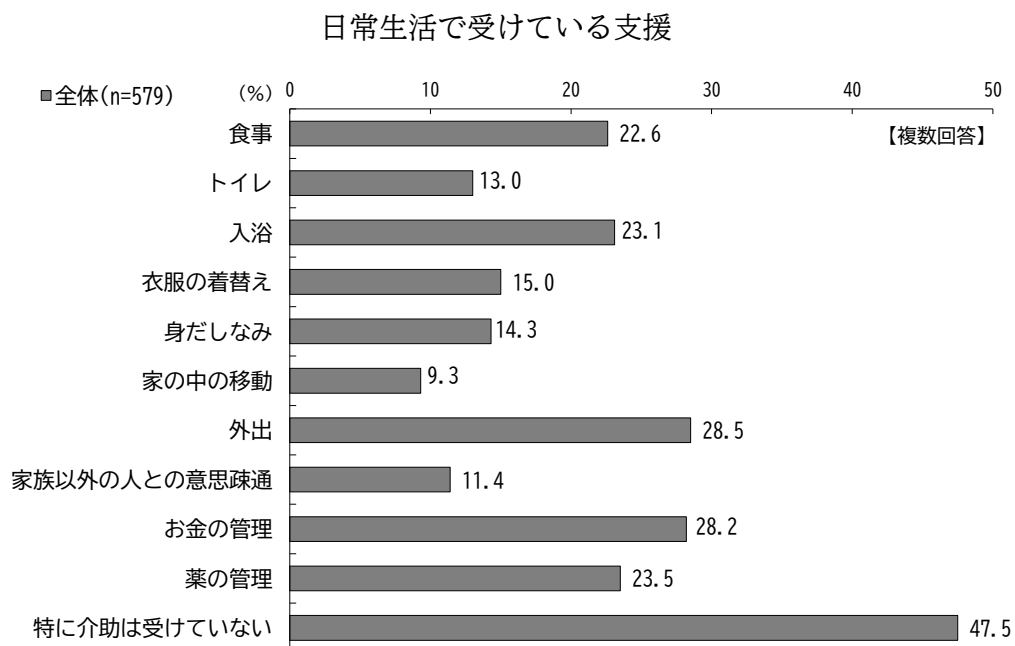
設問 問4 現在どのように暮らしていますか。(○は1つ)



設問 問5 あなたが、一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

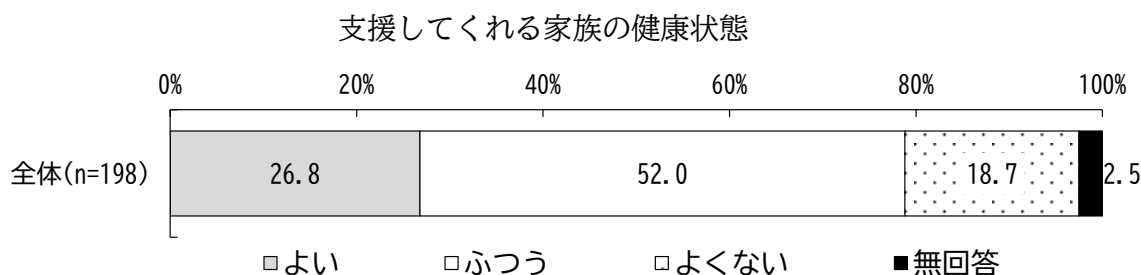
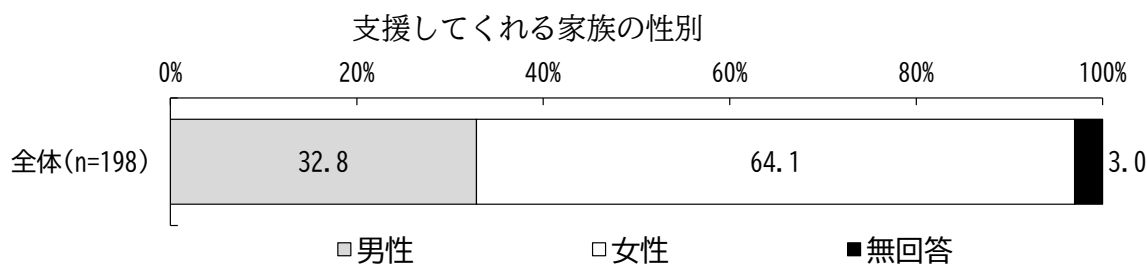
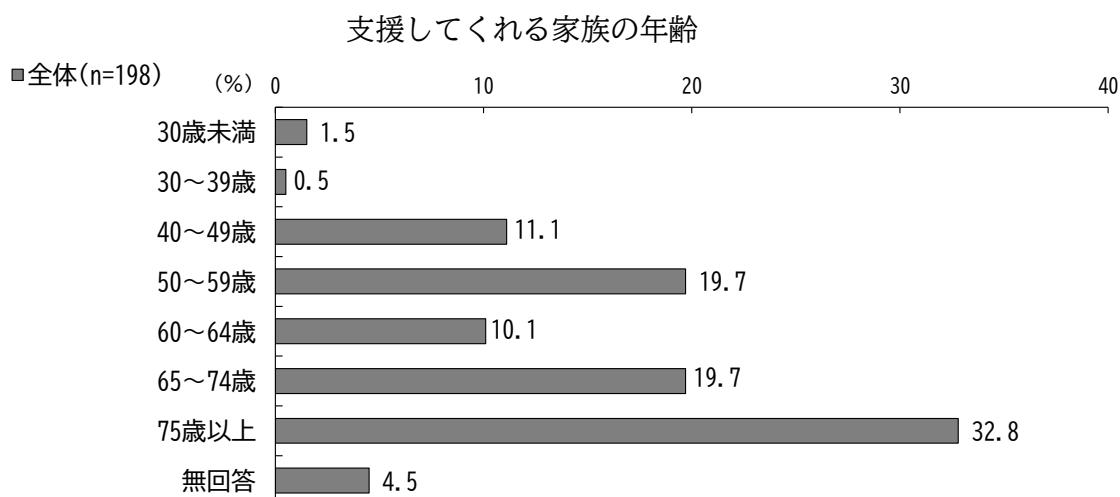
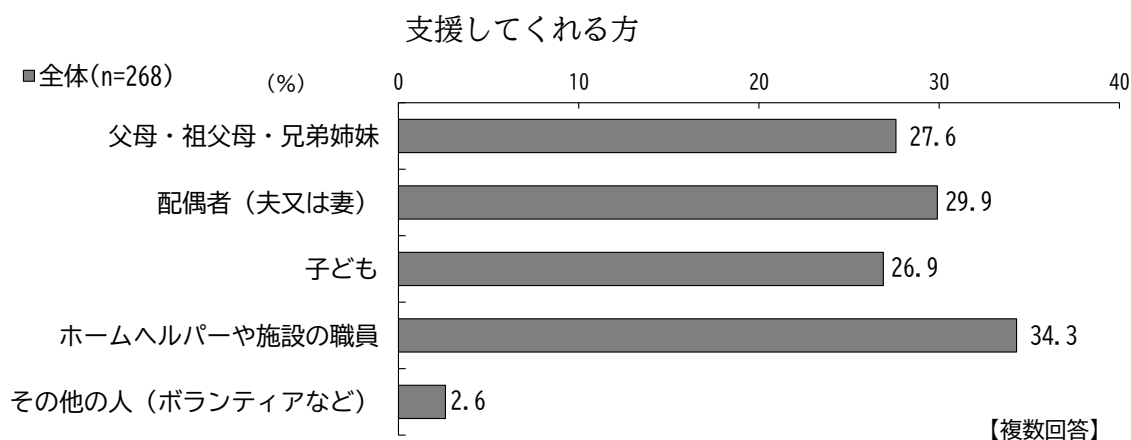


設問 問6 日常生活のどのようなことで支援を受けていますか。(あてはまるものすべてに○)



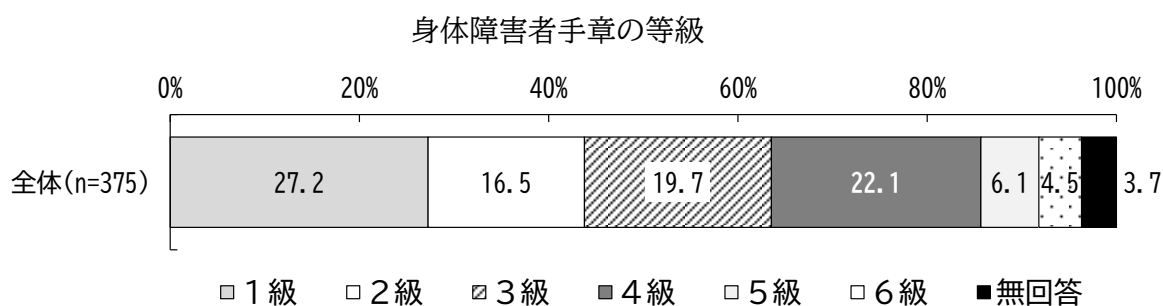
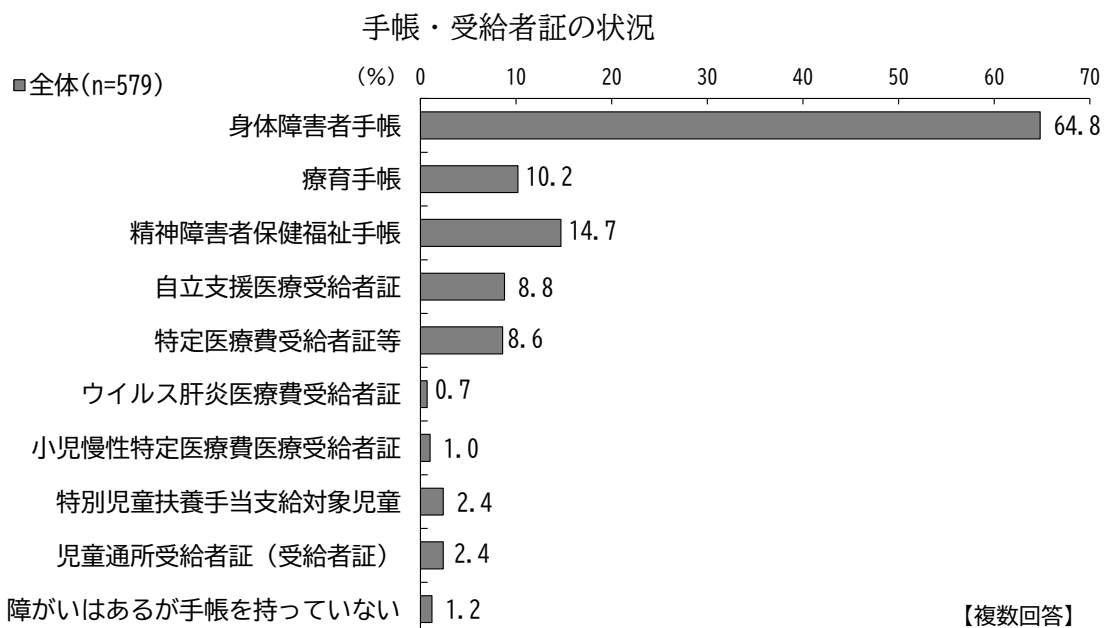
(3) 支援してくれる方

設問	問7 あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)
	問8 あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

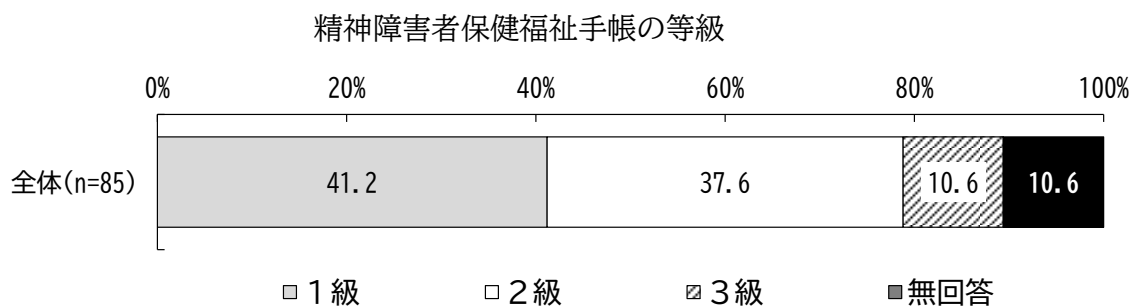


(4) ご本人の障がいの状況について

設問 問9 あなたがお持ちの手帳や、受給者証を教えてください。(あてはまるものすべてに○) また、手帳をお持ちの方は、あてはまる等級に○をしてください。

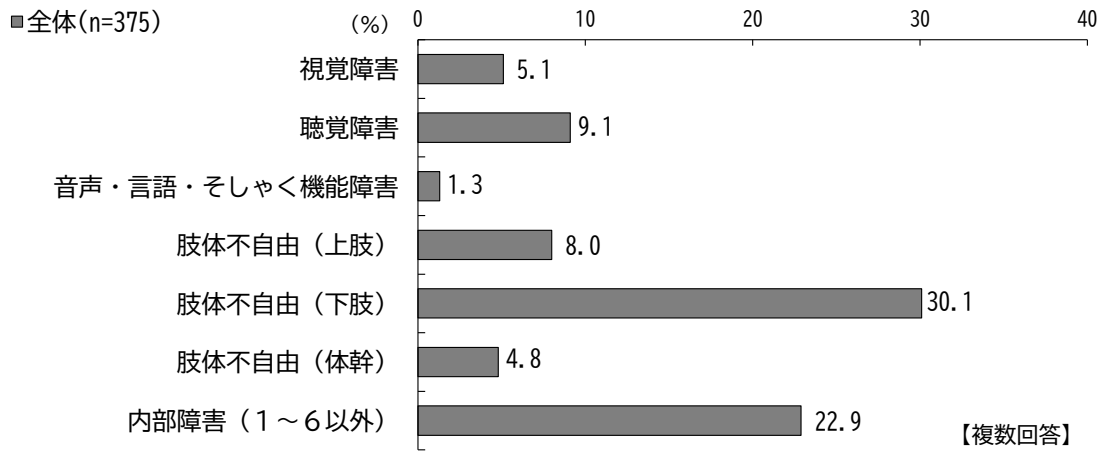


療育手帳の等級 (回答者なし)



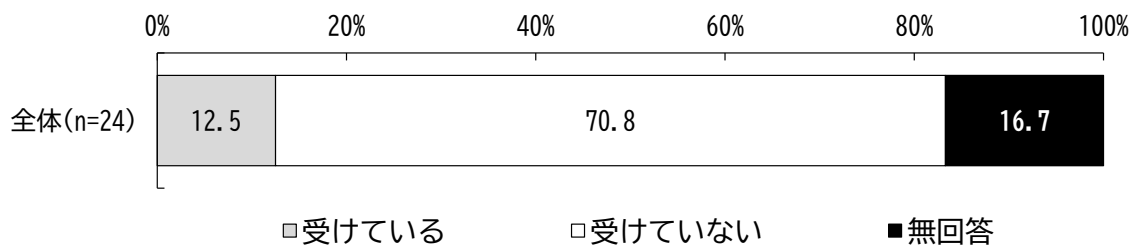
設問 【問 10 は、問 9 で「1」を選んだ方のみお答えください。】
 問 10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。(○は1つ)

主たる障害について



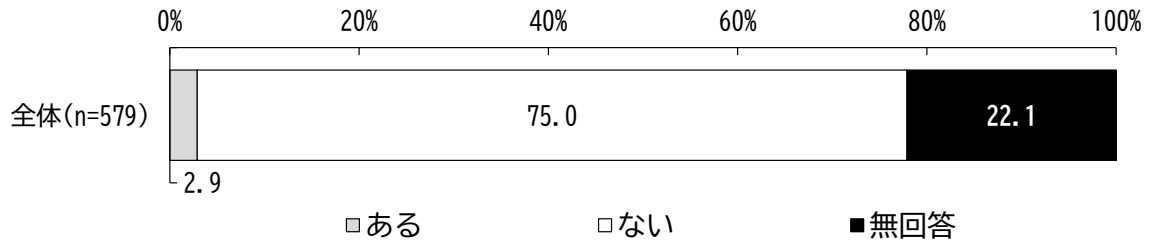
設問 【問 11 は、18 歳未満の方のみお答えください。】
 問 11 あなたは重症心身障害の認定を受けていますか。(○は1つ)

重症心身障害の有無

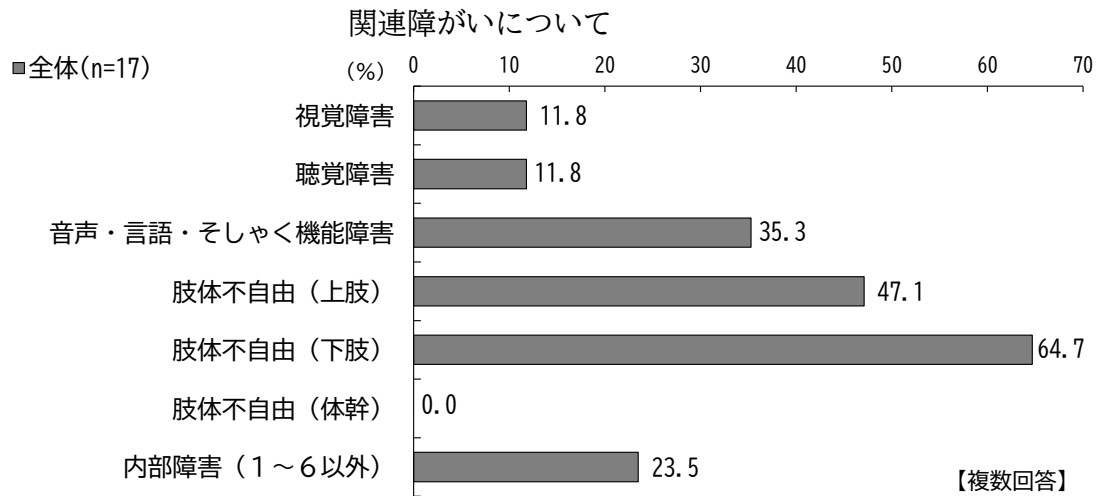


設問 問 12 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。(○は1つ)

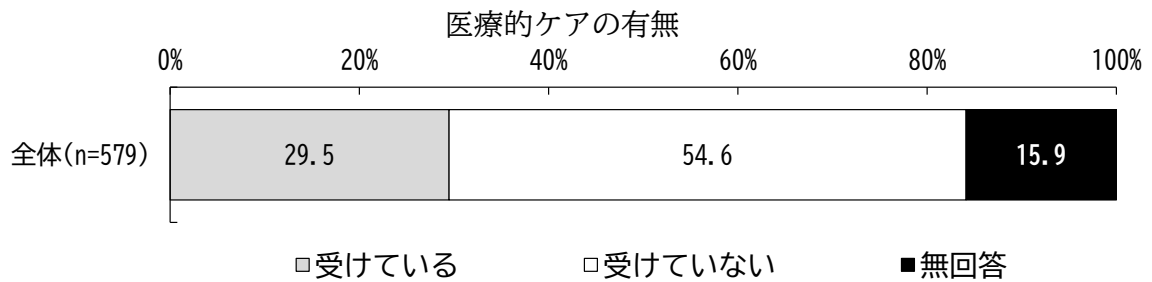
高次脳機能障害の有無



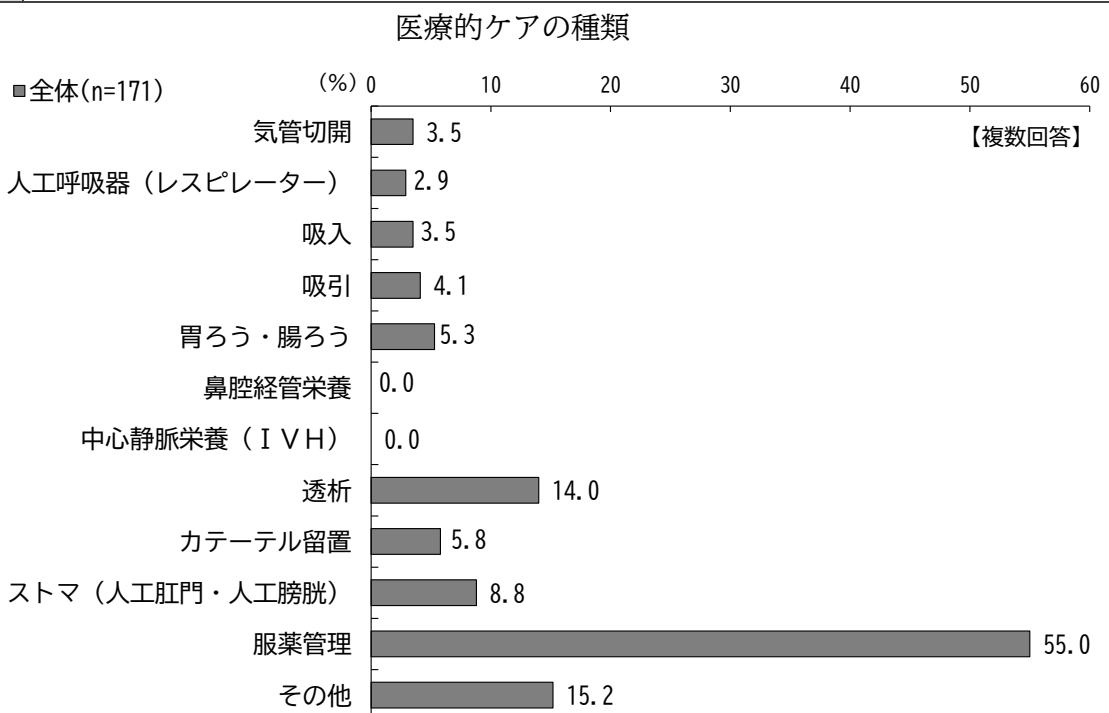
設問 【問 13 は、問 12 で「1」を選んだ方がお答えください。】
 問 13 その関連障がいをお答えください。(あてはまるものすべてに○)



設問 問 14 あなたは現在、医療的ケアを受けていますか。(○は1つ)

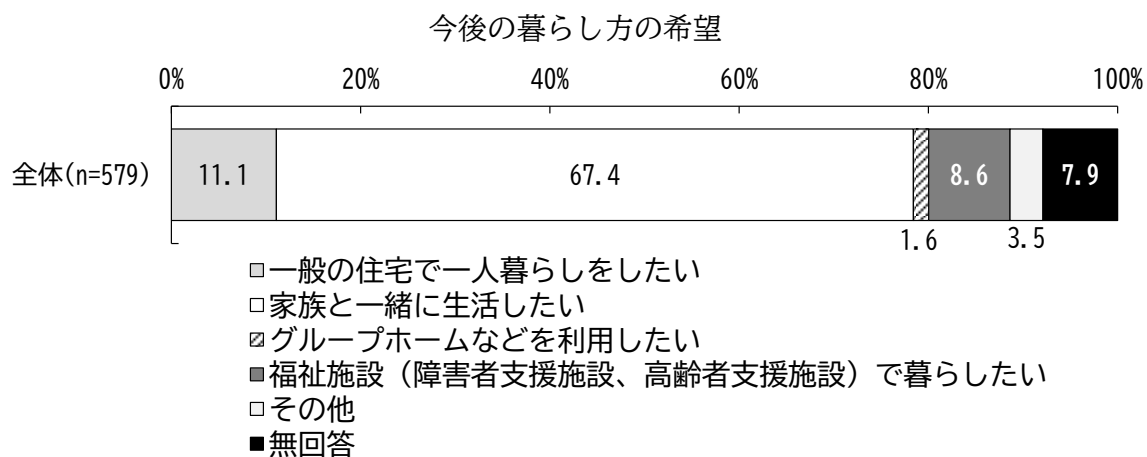


設問 【問 15 は、問 14 で「1」を選んだ方のみお答えください。】
 問 15 あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

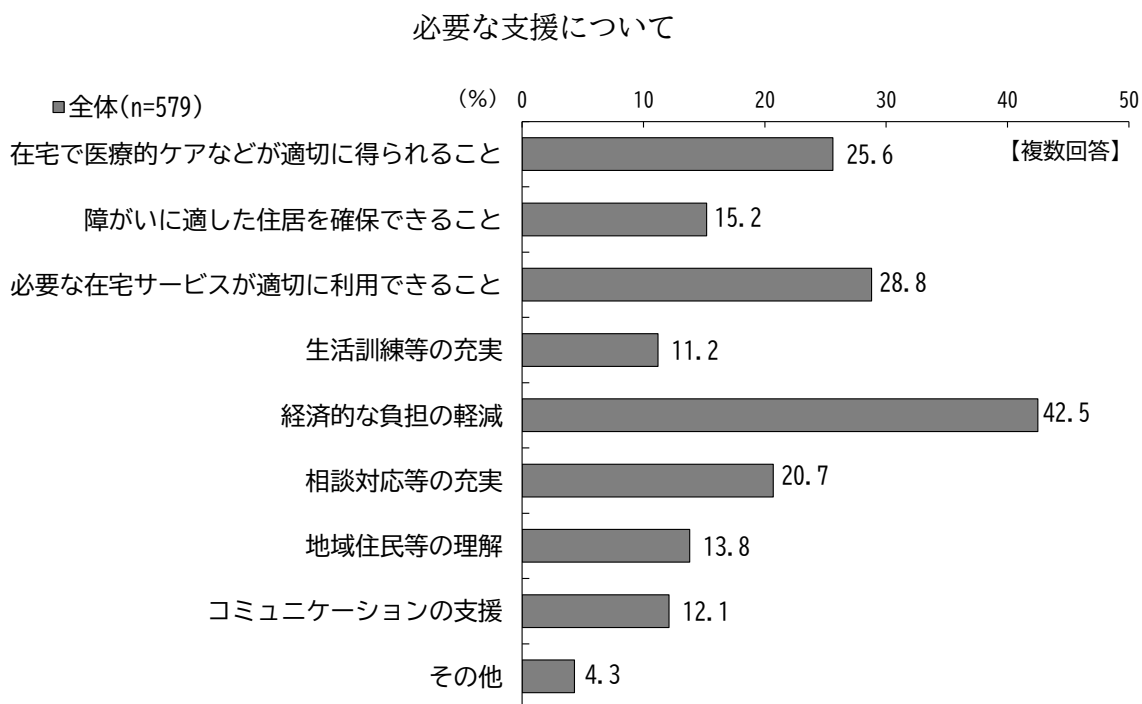


(5) あなたの暮らしについて

設問 問 16 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(○は1つ)

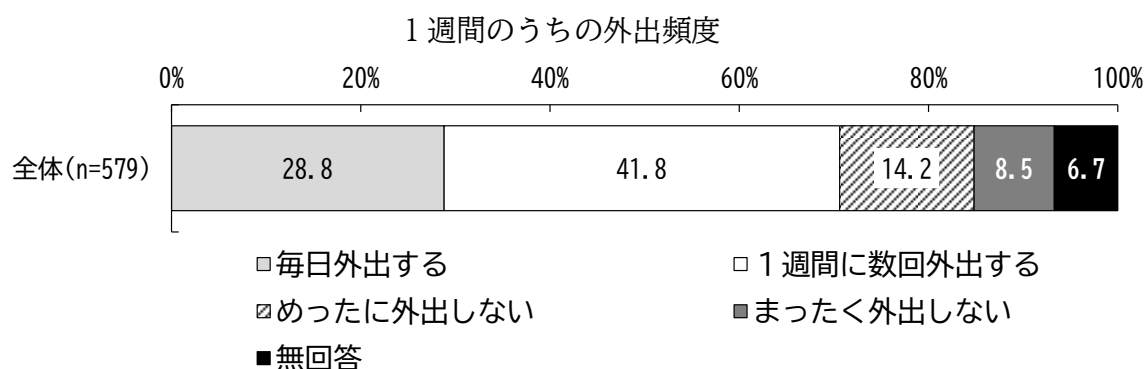


設問 問 17 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

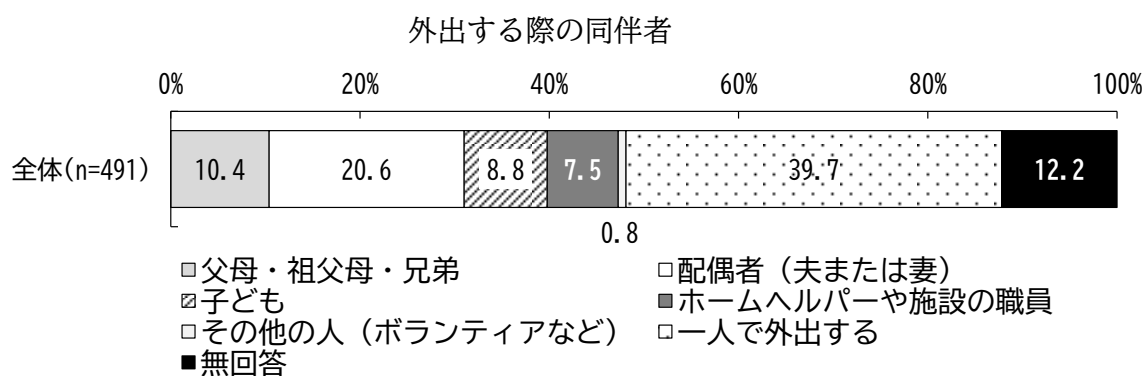


(6) 日中の過ごし方について

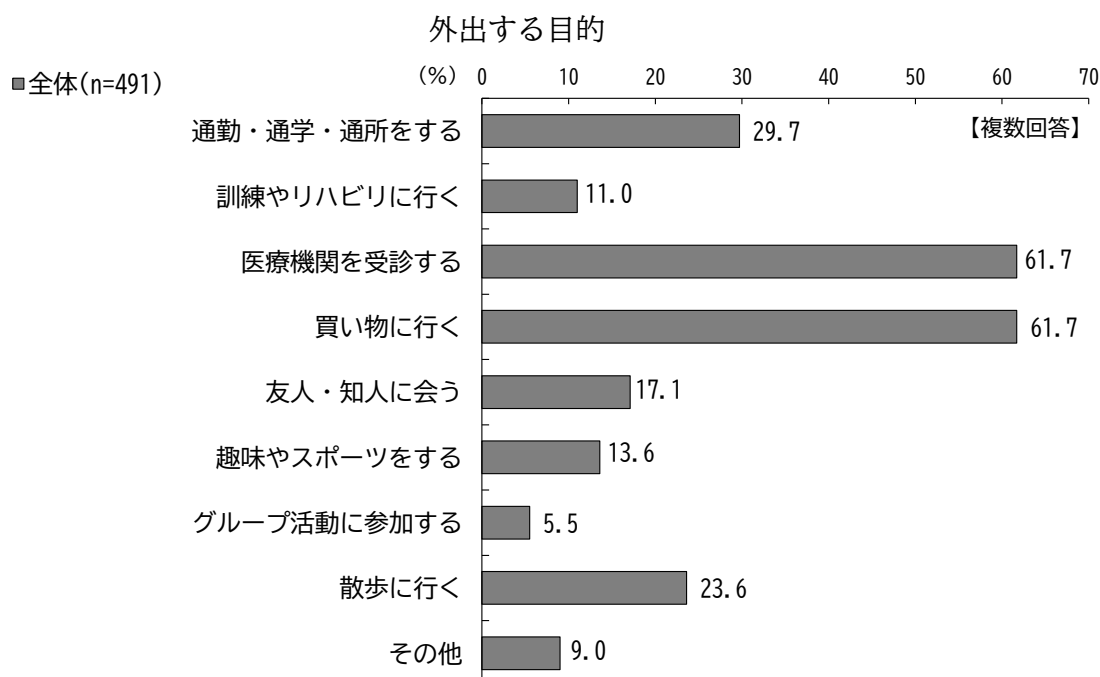
設問 問 18 あなたは1週間にどの程度外出しますか。(○は1つ)



設問 【問 19 から問 21 は、問 18 で「1」、「2」、「3」を選んだ方のみお答えください。】
問 19 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つ)

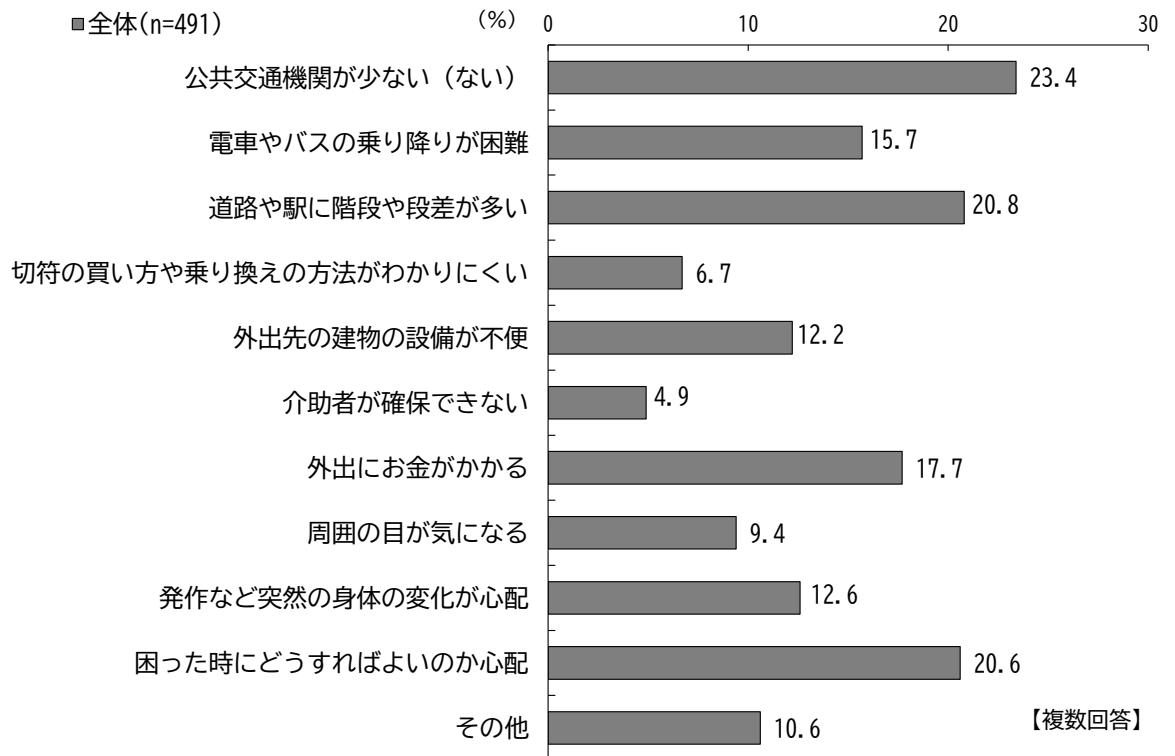


設問 問 20 あなたはどのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



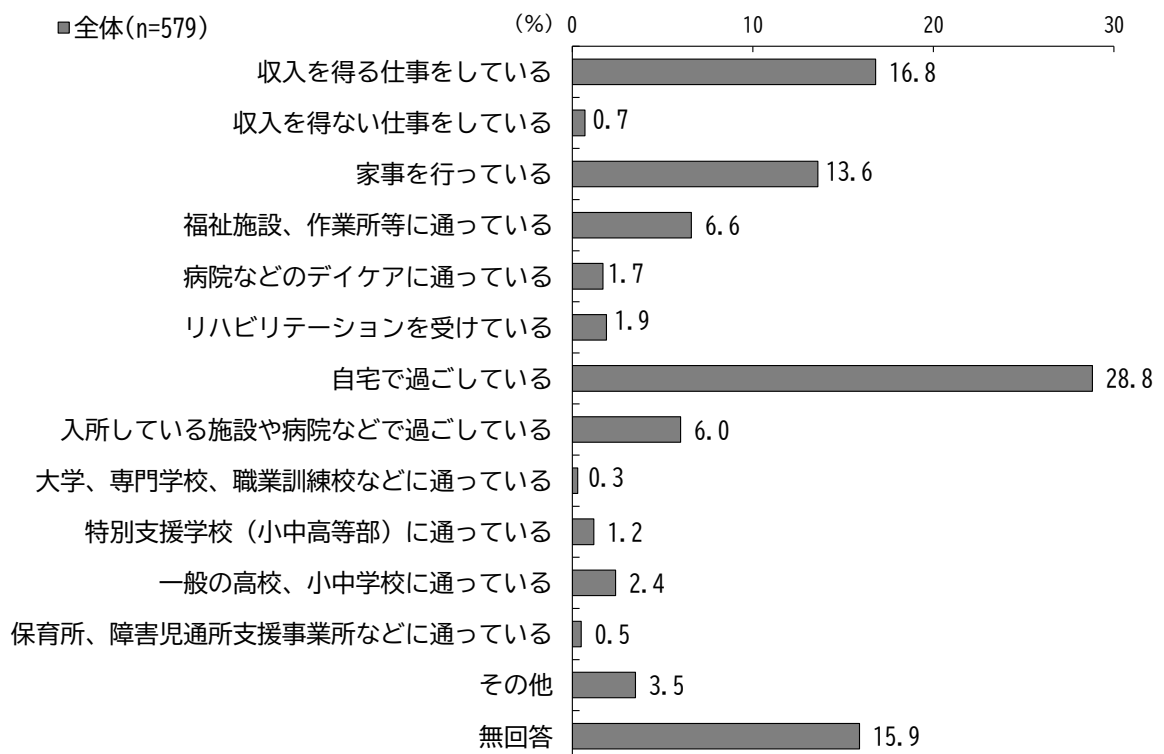
設問 問 21 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

外出時に困ること

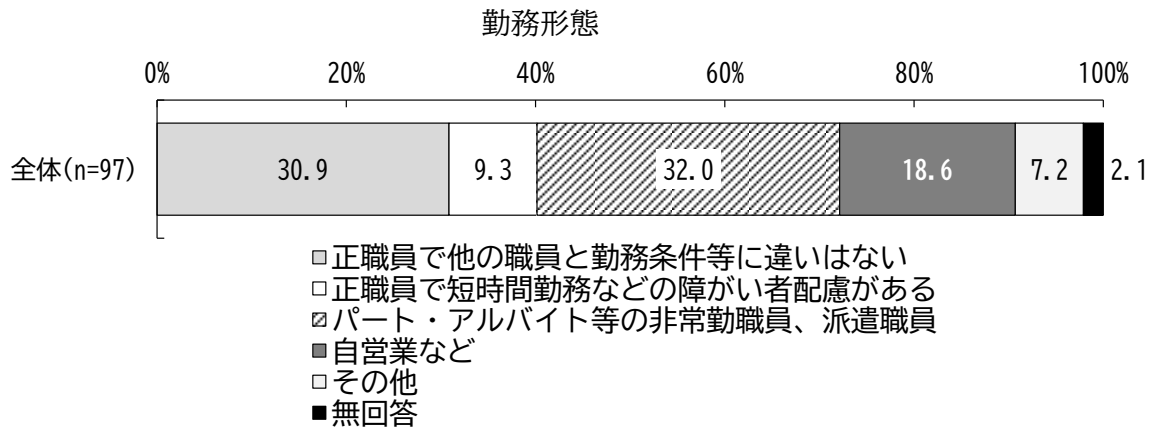


設問 問 22 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つ)

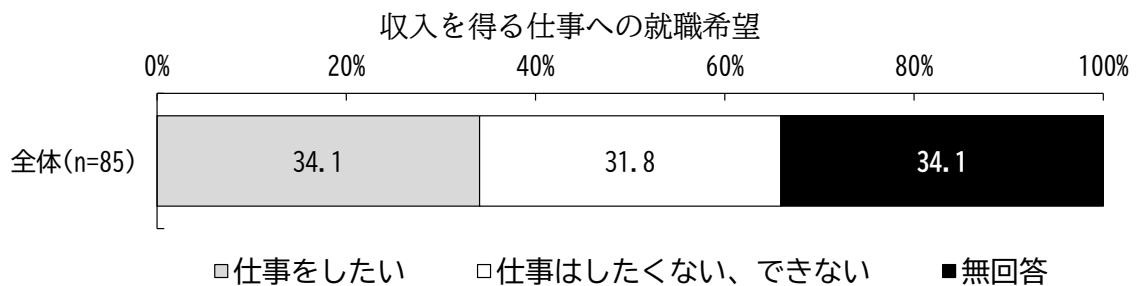
平日の日中の過ごし方



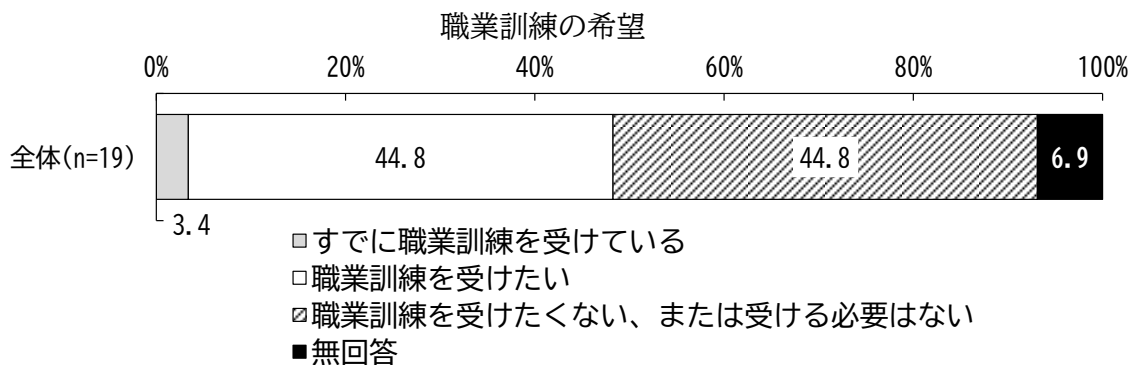
設問 【問 23 は、問 22 で「1」を選んだ方のみお答えください。】
 問 23 どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つ)



設問 【問 24 は、問 23 で「1」以外を選んだ、18～64歳の方のみお答えください。】
 問 24 今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(○は1つ)

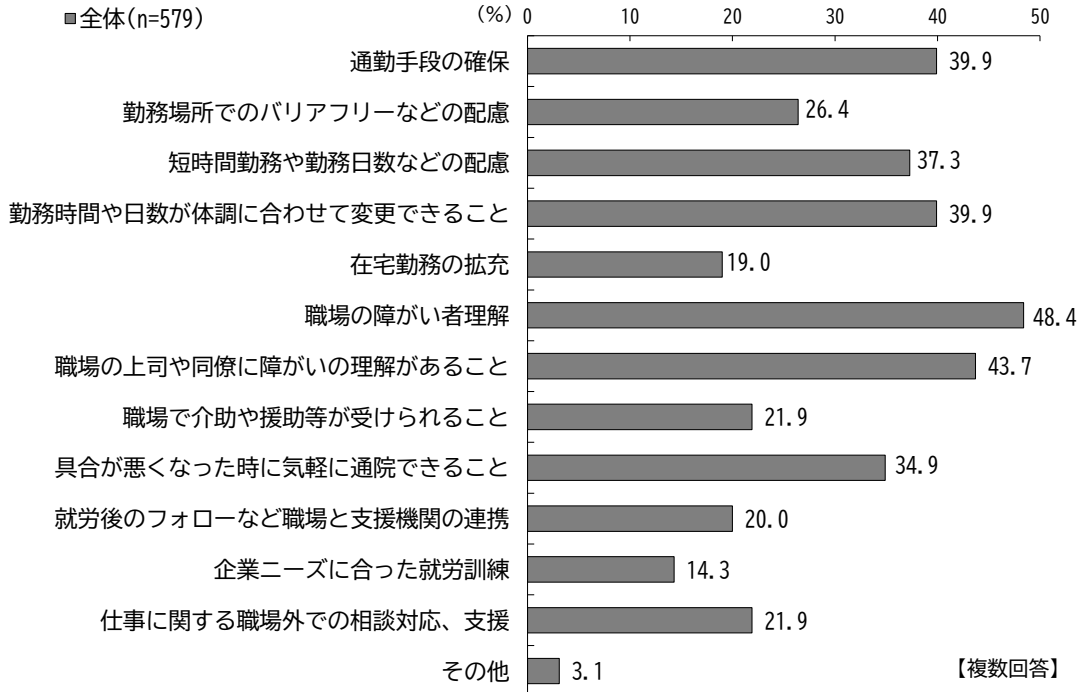


設問 【問 25 は、問 24 で「1」を選んだ方がお答えください。】
 問 25 仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いませんか。(○は1つ)



設問 【すべての方がお答えください。】
 問 26 障がいのある人が働くためにはどのようなことが必要だと思いますか。
 (あてはまるものすべてに○)

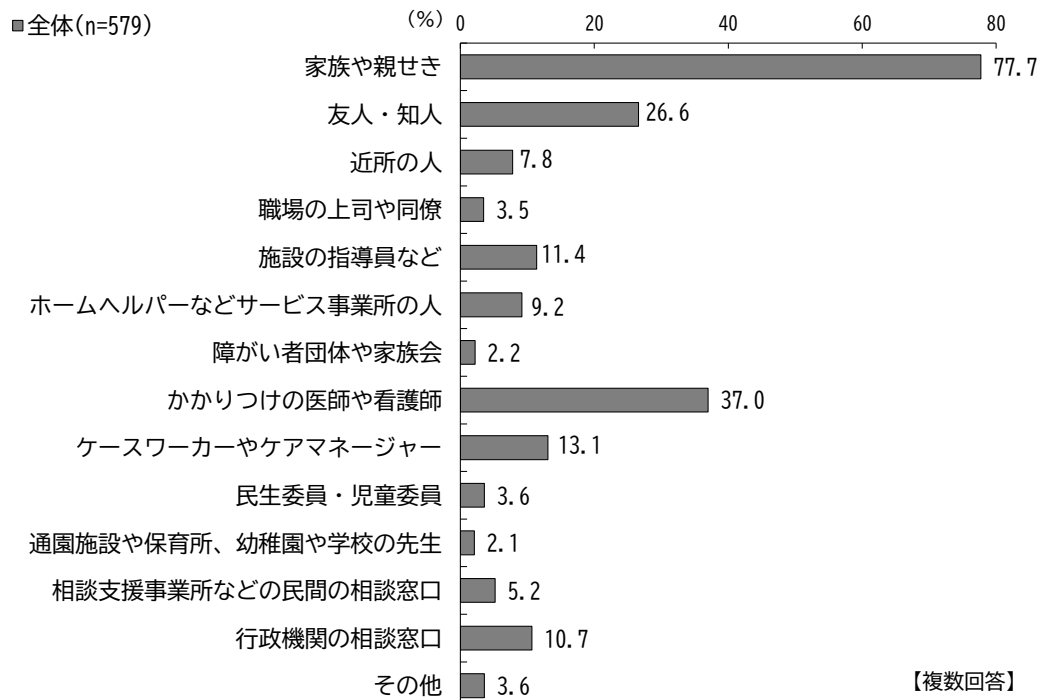
障がい者が働くために必要なこと



(7) 相談相手・情報入手について

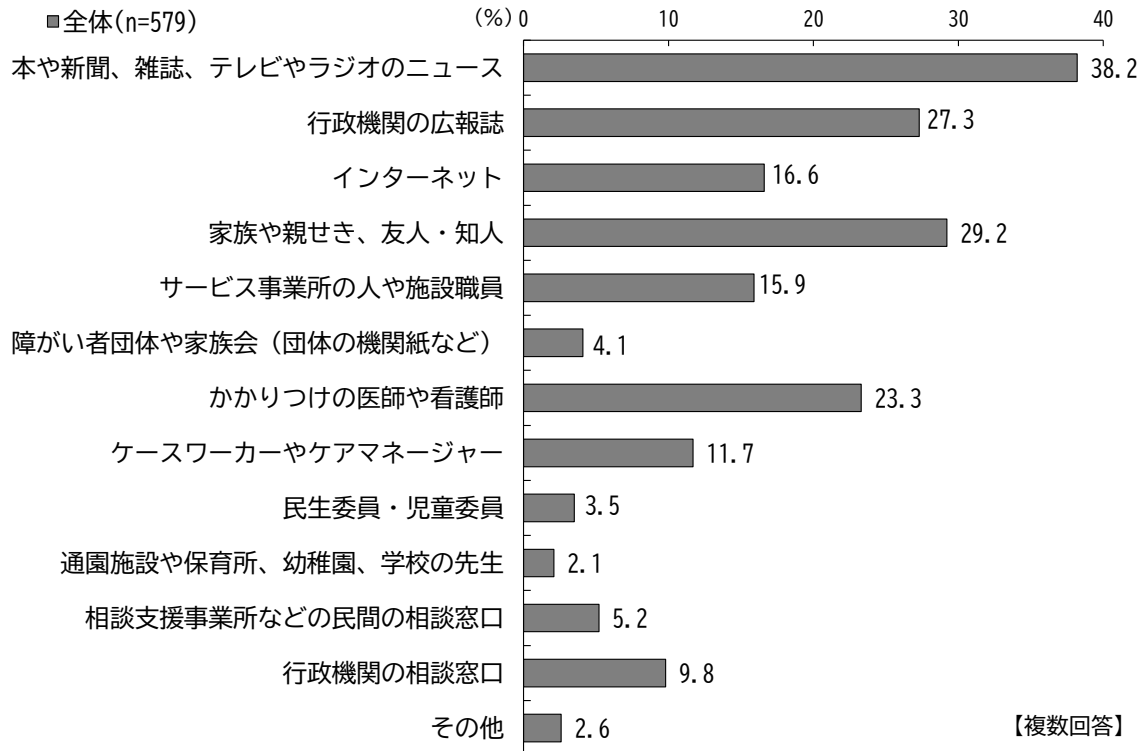
設問 問 27 あなたが普段、悩みや困り事を相談する人は誰ですか。
 (あてはまるものすべてに○)

相談相手について



設問 問 28 あなたは障がいに関する情報や福祉サービスに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

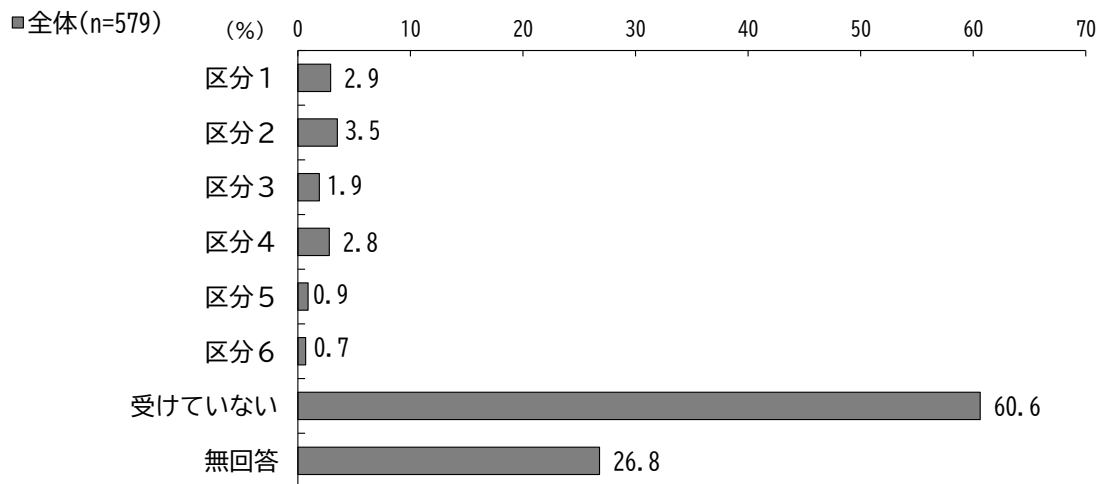
情報入手の方法



(8) 障がい福祉サービスの利用について

設問 問 29 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つ)

障害支援区分の認定について



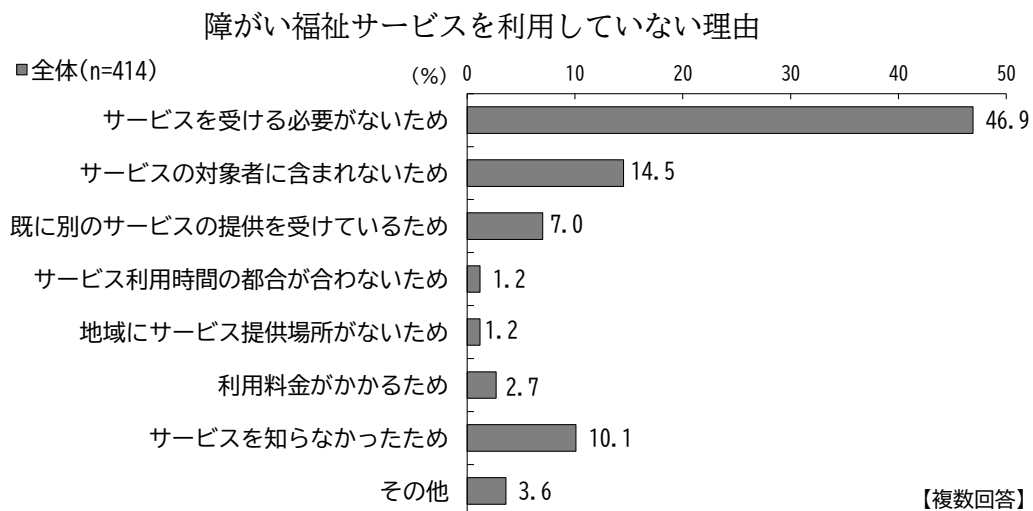
設問	問 30 あなたは次の障がい福祉サービスを利用していますか。また、今後、利用したいと思いますか。(現在と今後、それぞれあてはまるものすべてに○)
----	--------------------------------------------------------------------------

◆現在利用している割合より今後利用したい割合のポイント差が大きい、今後のニーズが強いサービスとして、①居宅介護（ホームヘルプ）（8.4ポイント）、⑪短期入所（ショートステイ）及び⑱地域定着支援（同 7.1ポイント）、⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練）及び⑳移動支援（同 6.9ポイント）などが上位に挙げられます。

障がい福祉サービスの利用について

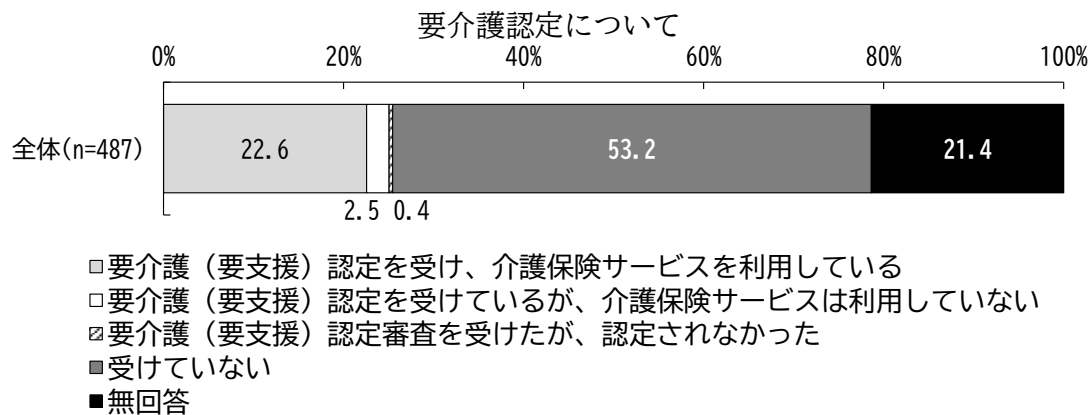
	現在、利用している (A)	今後、(引き続き) 利用したい (B)	ポイント差 (B-A)
n=579 (%)			
①居宅介護（ホームヘルプ）	5.2	13.6	8.4
②重度訪問介護	0.9	5.2	4.3
③同行援護	1.2	3.3	2.1
④行動援護	1.4	6.4	5.0
⑤重度障害者等包括支援	0.5	4.5	4.0
⑥生活介護	5.9	11.6	5.7
⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練）	4.8	11.7	6.9
⑧就労移行支援	0.9	6.6	5.7
⑨就労継続支援（A型、B型）	2.9	5.7	2.8
⑩就労定着支援	0.9	2.9	2.0
⑪短期入所（ショートステイ）	4.8	11.9	7.1
⑫療養介護	1.4	4.7	3.3
⑬自立生活援助	1.6	5.7	4.1
⑭共同生活援助（グループホーム）	1.7	4.5	2.8
⑮施設入所支援	1.2	6.0	4.8
⑯計画相談支援	7.8	11.2	3.4
⑰地域移行支援	0.5	3.6	3.1
⑱地域定着支援	0.7	7.8	7.1
⑲児童発達支援	0.9	1.2	0.3
⑳放課後等デイサービス	2.2	2.4	0.2
㉑保育所等訪問支援	0.3	0.7	0.4
㉒医療型児童発達支援	0.5	1.2	0.7
㉓障害児相談支援	1.0	2.2	1.2
㉔居宅訪問型児童発達支援	0.0	0.5	0.5
㉕福祉型児童入所支援	0.0	0.5	0.5
㉖医療型児童入所支援	0.2	0.5	0.3
㉗成年後見制度利用支援	0.3	5.0	4.7
㉘意思疎通支援	0.0	0.7	0.7
㉙装具等支援	7.8	12.3	4.5
㉚移動支援	1.0	7.9	6.9
㉛日中一時支援（タイムケア）	2.4	5.0	2.6

設問	【障がい福祉サービスを利用していない方（問 30 で現在利用しているものに1つも○をしなかった方）におうかがいします。 問 31 障がい福祉サービスを利用していない理由は何ですか。 （あてはまるものすべてに○）
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

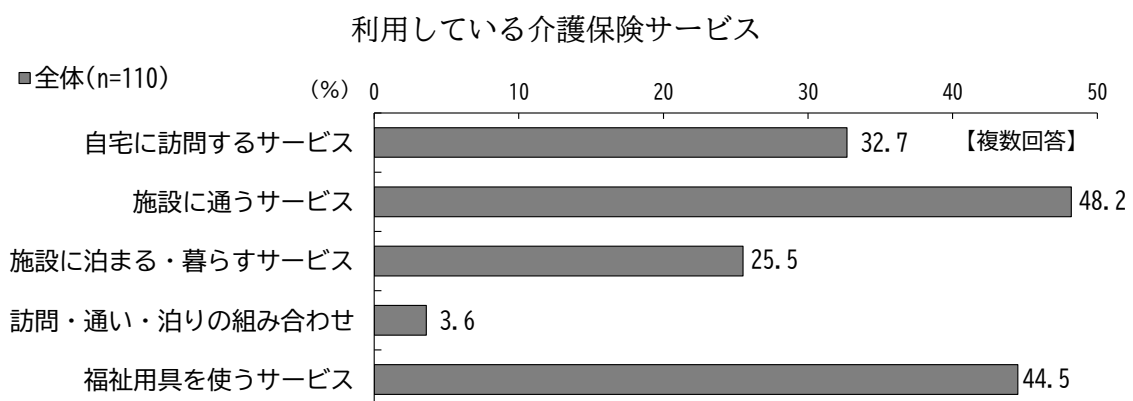


(9) 介護保険によるサービスについて

設問	【問 32、問 33 は 40 歳以上の方におうかがいします。 問 32 あなたは介護保険の要介護（要支援）認定を受けていますか。（○は1つ）
----	----------------------------------------------------------------------------

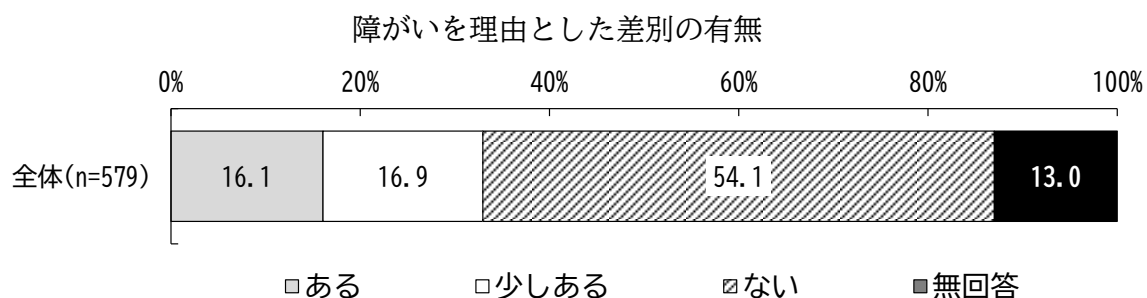


設問	【問 32、問 33 は 40 歳以上の方におうかがいします。 問 33 利用している介護保険サービスはどれですか。（あてはまるものすべてに○）
----	-----------------------------------------------------------------------------

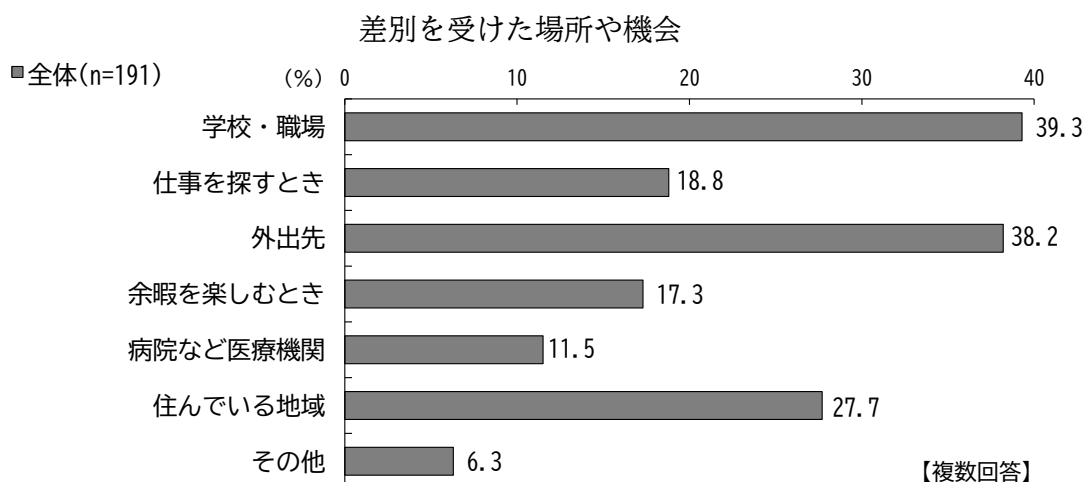


(10) 権利擁護について

設問 問 34 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つ）

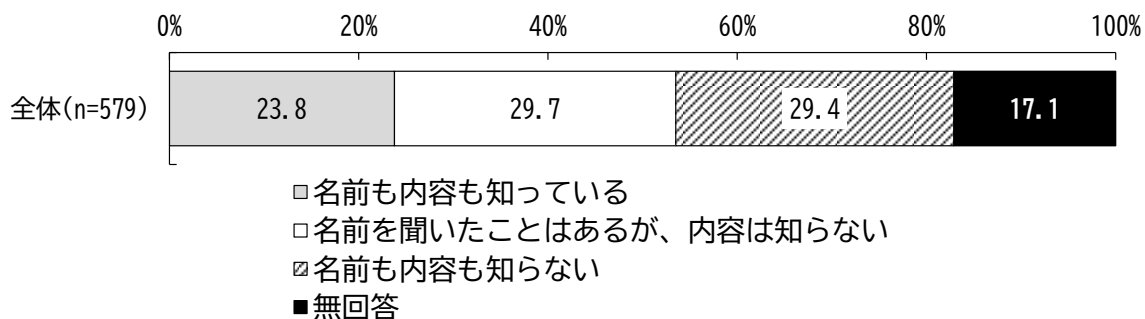


設問 【問 35 は、問 34 で「1」又は「2」を選んだ方がお答えください。】
問 35 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）



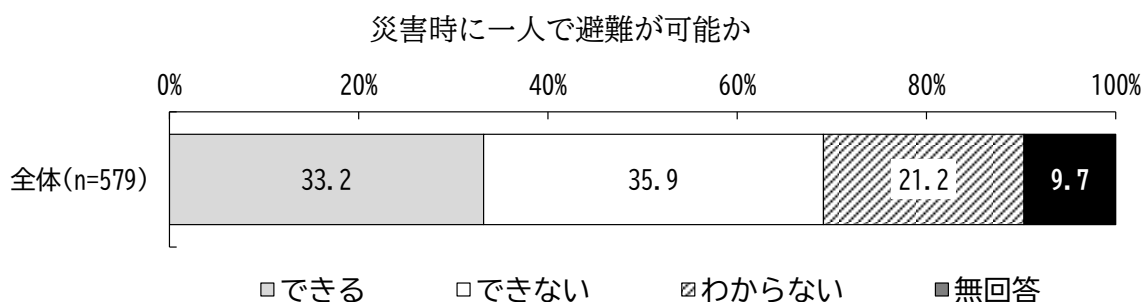
設問 問 36 あなたは、成年後見制度について知っていますか。（○は1つ）

成年後見制度の認知度（全体、性別、年齢、居住地区、手帳等の状況）

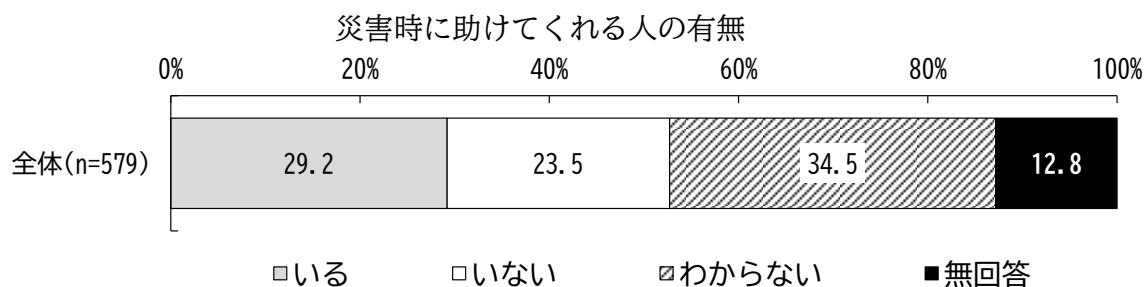


(11) 防災対策について

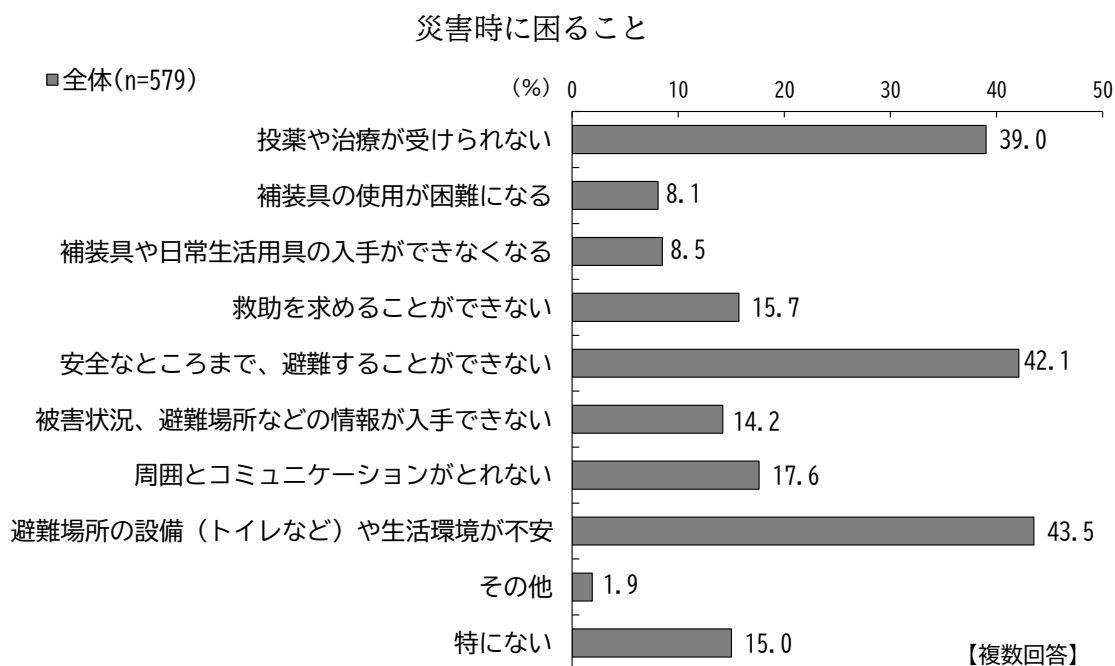
設問 【すべての方におうかがいします。】
問 37 あなたは、火事や地震、水害などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つ)



設問 問 38 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つ)



設問 問 39 火事や地震、水害などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



5. SDGsの推進について

国際社会では経済、社会、環境の広範な課題に総合的に取り組み、持続可能な社会の実現を目指すため、平成27年の国連サミットで採択された令和12(2030)年を期限とする「SDGs (Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標)」の達成に向けた取組が進められています。

【SDGsの目標の詳細】

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と幸福を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼する持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 8 働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

6. 用語解説

【あ行】	
アクセシビリティ	情報の入手のしやすさ、施設や機器の利用のしやすさ。年齢や身体障がい等による利用の障壁を取り除き、障がい等の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、交通手段や施設等の利用、諸活動への参加ができること。
インクルーシブ教育	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、同じ場でともに学ぶ教育のこと。
【か行】	
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
強度行動障がい	自傷行為や他害行為、激しいこだわりや器物破損などの生活環境に対する不適応行動が通常考えられない頻度と形式で出現しており、日常生活に困難が生じている状態。
高次脳機能障害	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。
筋萎縮性側索硬化症	手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉が徐々にやせて力がなくなっていく病気のこと。
筋ジストロフィー	筋肉(骨格筋)の構造や機能維持に重要なタンパク質の遺伝子に変異が生じたことによって生じる疾患の総称。
合理的配慮	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
【さ行】	
障がい福祉データベース	全国の自治体から障がい者が利用する介護や就労支援などの障がい福祉サービスの利用状況などを集積したデータベース。
重症心身障がい	重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態のこと。
成年後見制度	認知症や障がいなどの理由により判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所によって選ばれた後見人が、本人の財産の管理や身上保護などを行い、権利を擁護する制度のこと。
【た行】	
地域移行コーディネーター	精神科病院や施設へ長期入院又は長期入所している障がい者の地域移行支援をする専任の相談員のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援等が包括的に確保される仕組みのこと。
【は行】	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。

ピアサポート	同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決にともに取り組んだりする活動のこと。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチの一つ。
ペアレントプログラム	ペアレントトレーニングに参加する前にできていることが望ましい「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している母親の仲間を見つける」の3つの行動を学ぶ取組。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のこと。メンターは、同じような発達障がいの子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
【ABC】	
ALS	「筋萎縮性側索硬化症」参照。
ICT	Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術のこと。IT(情報技術)に通信コミュニケーションの意味を加味した用語。
P D C A サイクル	施策や事業についてのP(Plan:計画)・D(Do:実施)・C(Check:点検・評価)・A(Act:改善に向けた行動)のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

第7期 坂城町障害福祉計画

第3期 坂城町障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月 発行

発行 長野県坂城町

編集 坂城町福祉健康課

埴科郡坂城町大字坂城10050番地

電話：0268-82-3111

FAX：0268-82-3702

URL：<https://www.town.sakaki.nagano.jp/>

♥
すべての人の
Well-being
を目指して



Well-beingとは、身体的・精神的・社会的に
良好であることを意味する概念です。